令和5年 第128回 (定例) 新 温 泉 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和5年12月18日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和5年12月18日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第10号 専決処分の報告について

(専決第6号)損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分に ついて

日程第3 報告第11号 専決処分の報告について

(専決第7号)損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分に ついて

日程第4 報告第12号 専決処分の報告について

(専決第8号) 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分に ついて

- 日程第5 議案第 110号 新温泉町行政組織条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 111号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について
- 日程第7 議案第 112号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条 例の一部改正について
- 日程第8 議案第 113号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 115号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 116号 新温泉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につい て
- 日程第11 議案第 117号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 128号 新温泉町手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 118号 町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約の締結に ついて
- 日程第14 議案第 119号 令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第15 議案第 120号 令和 5 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第16 議案第 121号 令和 5 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2号) について
- 日程第17 議案第 122号 令和 5 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

について

- 日程第18 議案第 123号 令和 5 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第19 議案第 124号 令和 5 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第2号) について
- 日程第20 議案第 125号 令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第21 議案第 126号 令和5年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第22 議案第 127号 令和 5 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第 2 号) について
- 日程第23 議案第 130号 令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第24 議案第 129号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第25 発議第4号 新温泉町議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第26 請願第2号 新温泉町議会議員定数減に係る請願書について (新温泉町議会のあり方等調査特別委員長報告)
- 日程第27 発議第5号 新温泉町立認定こども園を考える調査特別委員会の設置について
- 日程第28 議員派遣について
- 日程第29 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第10号 専決処分の報告について

(専決第6号) 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分に ついて

日程第3 報告第11号 専決処分の報告について

(専決第7号)損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分に ついて

日程第4 報告第12号 専決処分の報告について

(専決第8号) 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分に ついて

- 日程第5 議案第 110号 新温泉町行政組織条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 111号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について
- 日程第7 議案第 112号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条 例の一部改正について
- 日程第8 議案第 113号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第9 議案第 115号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について 日程第10 議案第 116号 新温泉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につい て 日程第11 議案第 117号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
- 日程第11 議案第 117号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 128号 新温泉町手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 118号 町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約の締結に ついて
- 日程第14 議案第 119号 令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第15 議案第 120号 令和 5 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第16 議案第 121号 令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2号)について
- 日程第17 議案第 122号 令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第4号) について
- 日程第18 議案第 123号 令和 5 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第19 議案第 124号 令和 5 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第2号) について
- 日程第20 議案第 125号 令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第21 議案第 126号 令和5年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第3号)につい
- 日程第22 議案第 127号 令和 5 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第 2 号) について
- 日程第23 議案第 130号 令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第24 議案第 129号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第25 発議第4号 新温泉町議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第26 請願第2号 新温泉町議会議員定数減に係る請願書について (新温泉町議会のあり方等調査特別委員長報告)
- 日程第27 発議第5号 新温泉町立認定こども園を考える調査特別委員会の設置について
- 日程第28 議員派遣について
- 日程第29 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員(16名)

 1番
 中村
 茂君
 2番
 西村
 龍
 平君

 3番
 澤田
 俊之君
 4番
 米田
 雅代君

5番	畄	坂	遼	太君	6番	森	田	善	幸君
7番	浜	田	直	子君	8番	河	越	忠	志君
9番	竹	内	敬-	一郎君	10番	重	本	静	男君
11番	岩	本	修	作君	12番	宮	本	泰	男君
13番	中	井		勝君	14番	中	井	次	郎君
15番	小	林	俊	之君	16番	池	田	宜	広君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長 西 村 銀 三君 副町長 …… 西 村 徹君 牧場公園園長 …… 嶋 津 温泉総合支所長 …… 悟君 西 澤 要君 中 井 勇 人君 水 田 賢 治君 山 本 幸 治君 町民安全課長 …… 小 谷 豊君 朝野 健康福祉課長 ………… 繁君 商工観光課長 福 井 崇 弘君 憲 一君 建設課長 松 井 農林水産課長 ………… 原 豊 茂君 浜坂病院事務長 宇 野 喜代美君 介護老人保健施設ささゆり事務長 松 岡 宏 典君 渕 朝 子君 こども教育課長 …… 吉 田 博 和君 生涯教育課長 西 脇 一 行君 忠 浩君 代表監査委員 …… 島 田 信 夫君

午前9時00分開議

○議長(池田 宜広君) 皆さん、おはようございます。

第128回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。 休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、本日は、 その結果の報告、提出議案であります条例案、事件案、令和5年度一般会計及び特別会 計・公営企業会計補正予算案を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。議員各位に おかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお 願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。 ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第128回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長(池田 宜広君) 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

去る12月8日の会議以来、それぞれの会合に出席をしておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、議会運営委員会が12月12日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

岩本委員長。

○議会運営委員会委員長(岩本 修作君) おはようございます。議会運営委員会の報告 をさせていただきます。

委員会の開催日は12月12日の火曜日であります。

協議事項について報告をいたします。

議会提出議案で発議第5号、新温泉町立認定こども園を考える調査特別委員会の設置 についてです。この発議については本日定例会で提出者より趣旨説明をしていただく予 定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告といたします。

○議長(池田 宜広君) 岩本委員長、ありがとうございました。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開催をされておりますので、それぞれ委員長から報告をお願いいたします。

まず初めに、総務産建常任委員会が12月13日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

〇総務産建常任委員会委員長(竹内敬一郎君) 総務産建常任委員会の報告をいたします。12月13日開催、牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。

最初は、牧場公園課です。報告事項は、専決第7号、損害賠償の額の決定及び和解に 関する専決処分についての1件です。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)についての1件です。 主なものは、飼料価格高騰による食料費の増額です。委員会として了承しました。

農林水産課は報告事項2件です。1、新温泉町新型コロナウイルス対策美しい村づく り資金利子補給要綱の一部改正について、2、新温泉町スマート林業及び高性能林業機 械導入更新支援事業補助金交付要綱の制定についてであります。詳細については委員会 資料を御清覧ください。

協議事項は2件です。1、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)については、主なものは台風7号に係る災害復旧事業です。委員会として了承しました。2、農業委員会委員の任命同意については説明を受けました。

建設課は報告事項4件です。1、令和5年度町道除雪計画については委員会資料を御清覧ください。2、湯村温泉街における街なみ環境整備事業については、温泉橋と繁栄橋の修景工事を実施するものです。3、浜坂駅前周辺整備について、4、専決処分、専決第6号、専決第8号の報告については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件です。1、町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負契約変更の締結については、賛成4名、反対1名、賛成多数で委員会として了承しました。2、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)について、3、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第3号)については、いずれも委員会として了承しました。

税務課は報告事項、令和5年度町税等徴収実績についての1件です。詳細は委員会資料を御清覧ください。

報告事項は2件です。1、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正については、子育 て世帯の負担軽減のため、産前産後期間に係る国民健康保険税を減額するものです。委 員会として了承しました。2、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)につい ては委員会として了承しました。

商工観光課は報告事項2件です。1、令和5年度ふるさとづくり寄附受入れ状況について、2、課題解決型ワーケーションの事業の取組状況については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は1件です。令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)については委員会として了承しました。

企画課は報告事項3件です。1、自治体情報システムの標準化・共通化への対応について、2、新温泉町ケーブルテレビジョン整備事業については委員会資料を御清覧ください。3、新温泉町まちづくり懇談会の実施計画については、結果を踏まえて、来年に向けては、若者や女性を含め、多くの住民に参加していただけるよう工夫をし、広報やケーブルテレビ等で周知して、早めに案内していくとのことです。

協議事項は1件です。令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)については委員会として了承しました。

総務課は報告事項2件です。1、新温泉町財政計画について、2、物価高騰対応重点 支援地方創生臨時交付金については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は6件です。1、新温泉町行政組織条例の一部改正については、健康福祉課を健康課と福祉課に分割し、公立浜坂病院に訪問看護ステーションを設置するものです。 委員会として了承しました。2、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関す る条例の一部改正について、3、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、4、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について、5、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)について、6、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第7号)については、いずれも委員会として了承しました。

議会事務局は協議事項1件です。令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)については委員会として了承しました。

次に、要望書です。令和6年度新温泉町商工会並びに中小企業振興政策に係る要望については、当局に対して適切な対応を要請することにいたしました。

閉会中の継続審査10件について議長に申し出することとしました。

以上、総務産建常任委員会の報告とします。

○議長(池田 宜広君) 委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(池田 宜広君) ございませんね。

これをもって質疑を終わります。竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が12月14日に開かれておりますので、委員長から報告 をお願いいたします。

重本委員長。

○民生教育常任委員会委員長(重本 静男君) それでは、民生教育常任委員会の報告を いたします。

開催日は令和5年12月14日です。こども教育課、生涯教育課、町民安全課、健康 福祉課、上下水道課、公立浜坂病院介護老人保健施設ささゆりの所管事務調査を行いま した。

最初は、こども教育課であります。報告事項は2件です。1、新温泉町中高連携方針報告書について、2、教育に関するアンケート結果についてです。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件です。1、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については委員会として了承しました。2、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)については、大庭認定こども園の耐震補強や改修に向け、基本設計の業務委託料の増額等です。賛成6名、反対1名で、賛成多数で委員会として了承しました。3、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第7号)については、私立認定こども園に物価高騰に伴う光熱費等対策として、一時支援金支給に係る交付金の増額であります。委員会として了承しました。

次に、生涯教育課です。報告事項は3件です。1、令和6年新温泉町二十歳のつどいの実施概要について、令和6年1月7日日曜日に実施。対象者154名、11月末現在、102名出席予定であります。2、令和5年度芸術文化観光専門職大学生との夢ホール

連携事業について、3、第2期新温泉町スポーツ推進計画の策定に向けて、別冊資料、 第2期新温泉町スポーツ推進計画(案)の説明を受けました。詳細は委員会資料を御清 覧ください。

協議事項は1件です。令和5年度一般会計補正予算(第6号)については委員会として了承しました。

町民安全課は報告事項1、新温泉町消防団出動報酬についての1件であります。温泉支団の一部団員に今年度上期分の出動報酬が過払いになっていたと報告がありました。 条例改正で本年度から変更になった報酬算定基準を担当者が十分把握していなかったことが原因とあり、過払い分は下期の出動報酬、または年額報酬と相殺処理をするとのことであります。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件です。1、新温泉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、大型動物死体処理業務に係る諸経費の見直しによるものであります。委員会として了承しました。2、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)については、主なものは、戸籍総合システム改修委託料の増額です。委員会として了承しました。3、新温泉町手数料条例の一部改正については委員会として了承しました。

健康福祉課は報告事項5件です。1、ユートピア浜坂浴槽水の水質検査結果について、2、事故報告について、3、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等の支給状況について、4、新温泉町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業及び新温泉町町民税所得割非課税世帯に対する生活応援給付金支給事業の拡充について、5、新型コロナワクチン接種については、詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は5件です。1、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)について、2、令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、3、令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、4、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、5、令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第7号)については、いずれも委員会として了承しました。

上下水道課は、報告事項はありません。

協議事項は3件です。1、令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第2号)、2、令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算(第3号)について、3、令和5年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第3号)については、いずれも委員会として了承しました。

公立浜坂病院介護老人保健施設ささゆりは、報告事項1、公立浜坂病院経営強化プラン(素案)についての1件であります。令和6年から令和9年までの経営強化プランが示されています。本町の在宅医療の基幹的な病院として担えるよう取組をさらに強化するため、訪問介護ステーションの設置を令和6年4月の実施に向けて検討しているとのことであります。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は1件です。1、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第2号)については委員会として了承いたしました。

閉会中の継続調査を9件について議長に申し入れることにしました。

以上、民生教育常任委員会の報告といたします。

○議長(池田 宜広君) 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) ありませんね。

これをもって質疑を終わります。重本委員長、ありがとうございました。 以上で報告を終わります。

日程第2 報告第10号

○議長(池田 宜広君) 日程第2、報告第10号、専決処分の報告について(専決第6号)損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

- ○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。 内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(池田 宜広君) 松井建設課長。
- **〇建設課長(松井 豊茂君)** それでは、報告事項第10号、専決処分の報告について説明をさせていただきます。

事件名は損害賠償の額の決定及び和解に関すること、専決処分を行った日は令和5年 10月17日です。

事故の概要について説明させていただきます。審議資料の1ページをお開きください。まず、発生日時は、令和5年5月24日水曜日午後0時0分頃です。場所は、新温泉町諸寄3228番2付近、町道川中山根町線です。相手方は、鳥取県米子市旗ヶ崎2201-1、協業組合ヤマサンガスサプライです。事故の状況ですが、先ほど説明しました日時、場所において、相手方の車両が当該町道を国道178号方面へ走行中、家屋の取壊しに伴う片側通行規制をしていたため、道路左側へ寄り走行していたところ、左前輪がグレーチングに乗った際にグレーチングが跳ね上がり、左前輪後方の燃料タンクを損傷させたものです。

議案書の専決第6号本文をお開きください。本件につきまして、令和5年10月17日に和解が成立しました。損害賠償の相手方は、鳥取県米子市旗ヶ崎2201-1、協業組合ヤマサンガスサプライです。損害賠償の額は49万8,443円です。和解の内容は、1、町は相手方に車両の修理費として49万8,443円を支払う。2、今後、本件

に関しては、双方とも裁判上または裁判外において一切の異議申立て及び請求を行わない。

以上、報告をさせていただきます。

〇議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

8番、河越忠志君。

- ○議員(8番 河越 忠志君) グレーチングが跳ね上がったという状況なんですけれど も、これはどういう状況で跳ね上がったのか、また、町の施設として不具合があったか らということになろうかと思うんですけど、その辺りについて御説明いただけますでしょうか。
- 〇議長(池田 宜広君) 松井建設課長。
- ○建設課長(松井 豊茂君) この町道川中山根町線でございますが、もともとは国道178号でございまして、それを町のほうが今管理をしているという状況になっております。恐らく以前からだったと思うんですが、グレーチングがかかっております部分のグレーチングの下、通常ですとコンクリートの受けがあるわけなんですけれども、ちょうどそのグレーチングがかかっていた場所は、側溝の途中、集水ます、ますの部分でございまして、そのますから反対側の側溝とつなぐ横断溝が接続されておりました。そのますの蓋がかりの一部のコンクリートがないような状態でありまして、その部分にタイヤが乗って、沈んで、グレーチングが跳ね上がったという状況でございました。
- 〇議長(池田 宜広君) 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) 車が乗らなくても、そういった状況であれば、人が歩いた段階でそれは分かるんじゃないかなと思うんですけども、地元からそういったことについて何らかのアピールというものは今までなかったんでしょうか。
- 〇議長(池田 宜広君) 松井建設課長。
- ○建設課長(松井 豊茂君) これまでのところ、ございませんでした。
- 〇議長(池田 宜広君) 8番、河越忠志君。
- O議員(8番 河越 忠志君) それに対する対応はどのようにされたでしょうか。事故 後、このグレーチングの設置状況を改善する方法としてどのような施工をされたか教え ていただけますでしょうか。
- 〇議長(池田 宜広君) 松井建設課長。
- **〇建設課長(松井 豊茂君)** コンクリートの受けが不足している部分につきまして、コンクリートを打設し、強固なものにいたしました。
- ○議長(池田 宜広君) そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) ありませんね。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第3 報告第11号

- ○議長(池田 宜広君) 日程第3、報告第11号、専決処分の報告について(専決第7号)損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。 上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。
- ○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。 内容につきまして、牧場公園長が説明いたします。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(池田 宜広君) 嶋津牧場公園長。
- ○牧場公園園長(嶋津 悟君) 失礼します。報告第11号、専決処分の報告について (専決第7号)損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてで、その件について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料2ページをお開きください。牧場公園での草刈り作業中の自動車物損事故の概要でございます。日時は、令和5年9月20日水曜日午前11時0分頃、場所は、新温泉町丹土1033番地の但馬牧場公園内でございます。当方職員は、A、牧場公園課の会計年度任用職員の田中重光作業員でございます。相手方といたしましては、但馬牧場公園内の施設内管理道路に駐車していた車両の所有者B、岡田茂氏。そして、車両を使用していたCの岡田栄子氏、Bの配偶者でございますが、保険会社も入り、4者で協議いたしました結果、示談の相手方は、Bの所有者、岡田茂氏ということでございます。

事故の状況といたしましては、上記の日時、場所において、Aの作業員が刈払機で草刈り作業をしていたところ、下段Bの事故発生場所にありますように、公園内管理道路に損傷した車両が駐車しているところを確認していたため、車両に小石が飛ばないよう回転数を抑え、また、距離を取って作業を行っていましたが、結果的に小石が跳ね上がり、リアガラスを破損、穴が空き、広範囲にひび割れしたものでございます。

なお、この事故につきましては、先日の12月13日の総務産建常任委員会で報告させていただいております。

それでは、報告第11号、専決第7号に戻っていただきまして、1、損害賠償の相手方として、住所は兵庫県美方郡新温泉町丹土656番地、氏名は岡田茂氏。2、損害賠償の額として8万4,634円。3、和解示談の内容でございます。1点目、町が相手方に対する本件事故に関する一切の損害賠償金は8万4,634円とする。2点目、本件示談のほか、町及び相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認するとし、和解示談を令和5年10月20日にいたしました。

なお、この事故を踏まえ、1、作業員には常に安全を確認して作業に当たるよう指導 することとともに、2、事故後の園内会議におきまして、職員全員に事故や作業の注意 点において情報共有、周知徹底を図りました。 3、また、危険な場所、作業におきましては、できる限り職員 2 名で作業を行っているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

4番、米田雅代君。

- ○議員(4番 米田 雅代君) この事故発生場所におきまして、損傷車両の場所なんで すが、ここは駐車場であったのでしょうか。まず、その点を確認をさせてください。
- 〇議長(池田 宜広君) 嶋津牧場公園長。
- ○牧場公園園長(嶋津 悟君) おっしゃるとおり、ここは管理道路でございまして、 駐車場ではございません。いわゆる駐車禁止にはしておるところでございますが、この 方につきましては公園内の会社の従業員の方でございまして、ちょっと用があって、た またま止められたということを聞いております。
- 〇議長(池田 宜広君) 4番、米田雅代君。
- ○議員(4番 米田 雅代君) 正規の駐車場に置いていなかったという点、それと、この公園内の会社の従業員であったという点、そういった点を踏まえた中で、これは相手方の駐車をされていた場所に対しての責任も問われてしかるべきだと思うんですが、その辺のところはいかがだったんでしょうか。
- 〇議長(池田 宜広君) 嶋津牧場公園長。
- ○牧場公園園長(嶋津 悟君) おっしゃるとおり、ここには基本的には止めてはいけないとことはしてますが、話合いの結果、一応たまたまこういうところに一時的に駐車されたときに事故が起こってしまったというようなことで、会社とも話というか、御本人とかと話した結果、こういう示談といいますか、いう結果に至ったということでございます。そういうことは一応認識した上での示談でございます。
- 〇議長(池田 宜広君) 4番、米田雅代君。
- ○議員(4番 米田 雅代君) まず、一時的であろうが何であろうが、そういう場所に 駐車をされていたっていうことに対して、ほかの一般の利用者に対して、まず説明がで きないっていうこともあろうかと思いますので、まずその辺のところと、それと、特に 会社、この公園内で、確かに経営される本体としては別かも分かりませんが、そういっ たところの中でのことでの事故であるっていうことは、十分にお互いの中でしっかりと 話合いをされた中で、作業をする際においてもきちんとした相互の意思確認といいます か、そういったものをされるべきだと思いますので、その辺のところを気をつけていた だきたいと思います。以上です。
- 〇議長(池田 宜広君) 嶋津牧場公園長。
- **〇牧場公園園長(嶋津 悟君)** ありがとうございます。この件につきましては、会社 の社長とも十分にお話をした結果、気をつけていきましょうというようなことでは情報

共有なり、周知徹底をしているところでございます。

○議長(池田 宜広君) そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 報告第12号

〇議長(池田 宜広君) 日程第4、報告第12号、専決処分の報告について(専決第8 号)損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

- ○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。 内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(池田 宜広君) 松井建設課長。
- **○建設課長(松井 豊茂君)** 報告事項第12号、専決処分の報告について説明をさせていただきます。

事件名は損害賠償の額の決定及び和解に関すること、専決処分を行った日は令和5年 11月9日です。

事故の概要について説明させていただきます。審議資料の131ページを御覧願います。事故発生日時は、令和5年4月19日水曜日午前8時55分頃です。場所は、新温泉町古市498番地の1地先、主要地方道浜坂井土線です。3、当方職員は記載の建設課主事です。相手方は、新温泉町諸寄509番地、熊本浩也氏です。

事故の状況ですが、先ほど申しました日時、場所におきまして、当方職員が役場本庁舎から古市区長宅に向かって公用車を運転中、区長宅前付近でハザードランプを点滅させ徐行し、区長宅敷地前へ進入するため右折しようとしたとき、当方職員がハザードランプを切り忘れたため、右側指示器が点滅せず、後ろを走行していた相手方が前方の当方車両が停止すると思い、車を追い越しするため当課公用車の右側を通り抜ける際、当方車両の車体右前方に相手方の車両の車体左後方が接触し、車両の一部を破損させたものでございます。

議案書の専決第8号本文をお開き願います。本件につきまして、令和5年11月9日に和解が成立いたしました。損害賠償の相手方は新温泉町諸寄509番地、熊本浩也氏です。損害賠償の額は23万4,256円です。和解の内容ですが、1、町は相手方に車両の修理費として35万7,500円を支払う義務があることを認める。2、相手方は町に車両の修理費として12万3,244円を支払う義務があることを認める。3、町と相手方は、1の賠償金と2の賠償金を対等額で相殺する。4、町は相手方に対し、相殺後の残額23万4,256円を示談書作成後、2か月以内に支払う。5、町と相手方は、本

件に関し、1から4以外には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

8番、河越忠志君。

- ○議員(8番 河越 忠志君) ただいま御説明いただいた双方の賠償金という形で金額 が示されていますけれども、この賠償金というのは過失割合をもう加えた状況でこの金 額が決まっているのか、あるいは全額で、過失割合は双方同じ割合の過失があったということでの考え方なのか、その辺りについて御説明いただけますでしょうか。
- 〇議長(池田 宜広君) 松井建設課長。
- **〇建設課長(松井 豊茂君)** 過失割合は同等であったと伺っております。
- ○議長(池田 宜広君) そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) ありませんね。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 議案第110号

○議長(池田 宜広君) 日程第5、議案第110号、新温泉町行政組織条例の一部改正 についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、多様化する行政課題に迅速かつ柔軟に対応するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(池田 宜広君) 中井総務課長。
- 〇総務課長(中井 勇人君) それでは、議案第110号、新温泉町行政組織条例の一部 改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料36ページを御覧ください。このたびの行政組織条例の改正 につきましては、町の課題解決への対応強化と、公立浜坂病院における在宅医療の充実 を図るため、次の2点について、組織の一部見直しを行うものです。

まず、1点目ですが、健康福祉課を健康課と福祉課に分割いたします。健康福祉課につきましては、平成25年に、健康長寿社会への対応として、保健・医療・福祉について、一体的に推進を図るため、係の再編と名称変更を行いましたが、近年では業務が増大かつ多様化しております。このたび、健康福祉課を健康課と福祉課の2課に分割し、組織のスリム化を図ることにより、新たな行政課題や住民の多様なニーズに的確かつ迅速に応えるとともに、質の高い行政サービスの提供を実現させる体制を整えるものです。

2点目です。公立浜坂病院に訪問看護ステーションを設置いたします。現在、公立浜坂病院では、医療と介護の連携を含め、地域包括ケアシステムの構築を目指しており、軽症及び中等症の救急搬送患者の受入れや、急性期医療を終えた患者の受入れなど、近隣の医療機関と役割分担を図るとともに、在宅復帰のための支援を行うこととしております。このたび、公立浜坂病院内に訪問看護ステーションを設置し、住民の生活を支える地域包括ケアを医療提供面から支え、本町の在宅医療の基幹的な病院としての機能強化を図ります。実施時期につきましては令和6年4月1日としております。

37ページには機構図をつけております。1の健康福祉課関係では、左側が令和5年度現在の状況で、太字で囲っている係が令和6年度の健康課となります。また、二重線で囲っている部分が福祉課になります。2の訪問看護ステーション関係では、公立浜坂病院に令和6年度で訪問看護ステーションを追加いたします。

審議資料3ページに戻っていただきまして、条例の新旧対照を御覧ください。左側が現行、右側が改正案です。第1条では、現行の健康福祉課を改正案では健康課と福祉課に、次の第6条では、現行の健康福祉課の事務を改正案では健康課とし、新たに第7条として福祉課の事務を追加し、以降、1条ずつ繰り下げております。

めくっていただき、4ページ、改正案第13条、病院の事務に第2号として訪問看護 ステーションに関する事項を加えます。

次に、5ページ、新温泉町予防接種健康被害調査委員会条例の新旧対照を御覧いただきたいと思います。このたびの行政組織条例の一部改正に伴い、影響を受ける条例について、附則により改正を行うものです。現行、健康福祉課を改正案、健康課に改めております。

次に、6ページ、新温泉町行政組織規則の一部を改正する規則について、18ページの新旧対照表を御覧ください。第2条の組織として設置された課等に次の係等を置くとしており、現行、健康福祉課を改正案、健康課、福祉課に、それぞれ現行の係等を配置しております。

19ページ、病院のところに訪問看護ステーションを加えて、管理係と看護係を追加しております。

次に、別表第3条関係では、事務分掌を記載しており、課及び係等の改正に合わせて、 21ページから25ページまで、また、28ページから33ページまで、事務分掌の内 容を整理しております。

17ページに戻っていただき、附則で、施行日は令和6年4月1日としております。 それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思います。 この条例は令和6年4月1日から施行する。第2項では、先ほど申し上げました関連する条例の一部改正を行っております。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第6 議案第111号

〇議長(池田 **宜広君**) 日程第6、議案第111号、新温泉町議会の議員の議員報酬及 び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑み、 所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(池田 宜広君) 中井総務課長。
- 〇総務課長(中井 勇人君) 議案第111号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料39ページを御覧ください。人事院による給与勧告の骨子について御説明いたします。本議案第111号と次の議案第112号、また、第113号に関係する内容になります。

それでは、勧告の内容ですが、過去5年の平均と比べ約10倍のベースアップということで、①初任給を高卒で約8%、1万2,000円、大卒で約6%、1万1,000円の引上げや、俸給表の引上げ改定となりました。また、②でボーナスを0.10月分引き上げ、期末手当と勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分されております。③として、在宅勤務等手当が新設されるというものですが、この在宅勤務等手当につきましては、本町ではテレワークの運用を行っておりませんので、今回の改正からは見送り、今後の運用時期に合わせて改正を行いたいと考えております。

次に、給与勧告制度の基本的考え方では、この勧告は、労働基本権制約の代償措置として、人事院勧告に基づき給与が決定されること、また、勤務の対価として適正な給与を支給する必要があり、人材確保等にも資するもの、また、経済・雇用情勢等を反映して決定される民間従業員の給与水準と均衡させることを基本として給与勧告が行われるというものです。

次のページを御覧いただき、2の給与改定の内容と考え方です。

まず、俸給表について、①行政職俸給表(1)では、初任給を高卒者で1万2,000円、一般職試験大卒程度で1万1,000円の引上げ。また、若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で引上げ改定を行うもので、平均改定率は全体で1.1%となります。級ごとの改定率は記載のとおりです。それから、②その他の俸給表は、行政職俸給表(1)との均衡を基本に改定するものです。

次に、ボーナスですが、年間4.40月分を4.50月分、プラス0.10月分となります。表の部分、令和5年度6月期の期末勤勉手当は支給済みですので、12月期を現行、期末手当1.20月を0.05月引き上げて1.25月とし、勤勉手当1.00月を1.05月とします。令和6年度以降は6月期と12月期が均等になるよう、期末手当は1.225月、勤勉手当は1.025月となります。実施時期は、月例給は令和5年4月1日、ボーナスは法律の公布日となっております。

それでは、38ページに戻っていただき、条例の新旧対照表です。左側が現行、右側が改正案です。施行時期が異なるため、2条立てで改正をいたします。

まず、第1条関係として、条例第5条第2項に期末手当の支給割合が規定されており、下線部分が改正箇所になります。第2項第1号から第4号まで、期末手当支給基準日以前6か月以内の在職期間に応じた期末手当の支給割合を規定しています。第1号が全期間在職した場合の支給割合で100分の215、0.10月分引き上げて100分の225に改め、以下、第2号から第4号までは、各号に記載の在職期間に応じて、順に、0.8、0.6、0.3を全期間在職した場合の支給割合に乗じたものになります。

次に、第2条関係として、令和6年度以降について、6月と12月が均等になるよう、在職期間に応じて改正を行うものです。第1号では100分の225を100分の2200に、以下、第2号から第4号までは、第1条関係と同様に在職期間に応じて、順に、0.8、0.6、0.3を第1号の支給割合に乗じたものになります。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧ください。第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。第2項で、第1条の規定による改正後の期末手当の規定は令和5年12月1日から適用するとしており、第2条では、支給済みの期末手当は改正後の期末手当の内払いとみなすと定めております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(池田 宜広君) ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。10時5分まで。

午前 9時53分休憩

午前10時04分再開

○議長(池田 宜広君) 休憩を閉じ、再開いたします。

----··

日程第7 議案第112号

〇議長(池田 宜広君) 日程第7、議案第112号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑み、 所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(池田 宜広君) 中井総務課長。
- ○総務課長(中井 勇人君) 議案第112号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料41ページを御覧ください。先ほどの議会議員と同様になります。

条例の新旧対照表、まず、第1条関係としまして、条例第4条第3項に期末手当の支給割合が規定されており、下線部分が改正箇所になります。同項第1号から第4号まで、期末手当支給基準日以前6か月以内の在職期間に応じた期末手当の支給割合を規定しております。第1号が全期間在職した場合の支給割合で、100分の215を0.10月分引き上げて100分の225に改め、以下、第2号から第4号までは、各号に記載の在職期間に応じて、順に、0.8、0.6、0.3を全期間在職した場合の支給割合に乗じたものになります。

次に、第2条関係としまして、令和6年度以降について、6月と12月が均等になるよう、在職期間に応じて改正を行うものです。第1号では100分の225を100分の220に、以下、第2号から第4号までは、第1条関係と同様に、在職期間に応じて、順に、0.8、0.6、0.3 を第1号の支給割合に乗じたものになります。

それでは、条例本文に戻っていただき、附則を御覧ください。第1条第1項で、この 条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。 第2項で、第1条の規定による改正後の期末手当の規定は令和5年12月1日から適用 するとしており、第2条では、支給済みの期末手当は改正後の期末手当の内払いとみな すと定めております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第8 議案第113号

〇議長(池田 **宜広君**) 日程第8、議案第113号、新温泉町職員の給与に関する条例 の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑み、 所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(池田 宜広君) 中井総務課長。
- ○総務課長(中井 勇人君) 議案第113号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部 改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料42ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、 右側が改正案です。2条立てでこれまでと同様に改正するものです。

まず、第1条関係としまして、条例第27条第2項、期末手当の額について、下線部分が改正箇所になります。現行、100分の120を12月支給分0.05月引き上げて、100分の125に改めます。第3項では、定年前再任用短時間勤務職員について、100分の67.5を0.025月分引き上げて、100分の70に改めます。第28条第2項、勤勉手当についても、第1号で定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について、12月支給分100分の100を0.05月分引き上げて100分の105に、第2号では、定年前再任用短時間勤務職員について、100分の47.5を0.025月分引き上げ

て、100分の50に改めます。

43ページ、別表第1、行政職給料表から47ページの別表第2、医療職(I)給料表、51ページ、別表第3、医療職(II)給料表、55ページ、別表第4、医療職(II)給料表につきまして、給与改定の内容に基づき、改正をいたします。

次に、62ページを御覧ください。第2条関係として、令和6年度以降、条例第27条、期末手当、第28条、勤勉手当を6月期と12月期が均等になるよう、それぞれ下線部分のとおり改めております。

次に、関連する規則、63ページの新温泉町職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について、89ページの新旧対照表を御覧ください。第1条関係として、第79条第2号及び第3号で勤勉手当の成績率を国の基準の改正に伴い改正いたします。また、別表第7では、ア、行政職、92ページ、イ、医療職(I)及びウ、医療職(I)、94ページのエ、医療職(III)の給料表昇格時号給対応表を改正いたします。

また、98ページ、別表第7の2、ア、行政職、100ページ、イ、医療職(I)及びウ、医療職(II)、102ページ、エ、医療職(III)の給料表、降格時号給対応表を改正いたします。

次に、105ページ、第2条関係として、第79条、勤勉手当の成績率を6月期と1 2月期が均等になるように改めるものです。

88ページに戻っていただきまして、附則で、施行期日は第1条第1項で公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。第2項で、別表7については令和5年4月1日から適用し、第3項で成績率は令和5年12月1日から適用するとしており、第2条は経過措置を規定しております。

次に、106ページ、新温泉町技能労務職の給与等に関する規則の一部を改正する規則については、手当は一般職に準ずることになっていますので、給料表のみ改正するものです。111ページから117ページまで、別表第1、技能労務職給料表の新旧対照表をつけております。110ページを御覧いただき、附則で、この規則は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。第2項で給与の内払い、第3項で委任について規定しております。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧ください。第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。第2項で、第1条の規定による改正は令和5年4月1日から適用するとしており、第2条で、支給済みの給与は改正後の給与の内払いとみなす、第3条では規則への委任を定めております。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第9 議案第115号

○議長(池田 宜広君) 日程第9、議案第115号、新温泉町国民健康保険税条例の一 部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度 を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布による地方税法の改正に伴 い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(池田 宜広君) 山本税務課長。
- ○税務課長(山本 幸治君) それでは、議案第115号、新温泉町国民健康保険税条例 の一部改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料122ページの概要に沿って御説明させていただきます。

まず、今回の改正ですが、1の改正内容にありますとおり、国民健康保険に加入している方が出産予定の場合、または出産した場合に、子育て世代の負担軽減及び次世代育成支援を進めるため、産前産後期間に係る国民健康保険税を減額するものでございます。

2としまして、施行期日は令和6年1月1日となります。

3といたしまして、対象者ですが、新温泉町国民健康保険の被保険者であり、令和5年11月以降に出産した方、または出産が予定されている方となります。この対象者を、 以降は出産被保険者として御説明させていただきます。

4として、対象期間ですが、単胎妊娠の場合については、出産予定日または出産日の属する月の前月から出産日の属する月の翌々月までの4か月が減額されます。また、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から出産日の属する月の翌々月までとなり、6か月分が減額されます。今申し上げました期間につきましては、産前産後期間として、以降は説明させていただきます。

下に産前産後期間の具体例を挙げさせていただいております。この表では、今年の1 1月以降に出産した場合、または出産が予定されている場合について、出産月ごとに減 額対象となる月を表しております。例えば、一番上の単胎妊娠の場合で、11月出産の 場合ですが、減額となる産前産後期間が本年10月から令和6年1月となりますが、この改正の施行期日が令和6年1月1日となっておりますことから、実際に減額されますのは令和6年1月分のみとなります。

続いて、123ページの5、減額する額について御説明いたします。このたびの改正で減額いたしますのは、国民健康保険税の出産被保険者に係る所得割の年額及び被保険者均等割額の年額を12分の1した額に、産前産後期間の月数、つまり単胎妊娠の場合でしたら4か月を、多胎妊娠の場合でしたら6か月を乗じた額、掛け算した額となります。

次の124ページの別表に減額する額の一覧をつけております。表の説明を簡単にいたしますと、先ほど申したとおり、このたびの改正による減額は所得割と被保険者均等割となっております。所得割額は出産被保険者の所得額によりますので様々ですが、被保険者均等割額は区分ごとの固定額ですので、一覧表に上げております額が減額されることとなります。なお、介護給付金課税額は、出産被保険者が40歳以上で該当する場合のみの減額の対象となります。

資料は123ページに戻っていただきまして、6、手続です。まず、(1)が手続の原則となります。納税義務者が必要事項を記載した届出書を添付書類を添えて税務課に提出していただくこととなります。こちらが原則となります。出産予定日の6か月前から提出が可能となっております。(2)の場合ですが、こちらのほうは、何らかの理由で出産後に納税義務者からの届出がない場合で、出生届などで必要事項を町長が確認できる場合にあっては減額を行うことができるとしております。なお、既に納めていただいております額が過納、つまり年額以上お納めいただいている場合につきましては、還付などの取扱いとさせていただきます。

改正概要は以上とさせていただき、119ページからの新旧対照表を御覧願います。 今回の改正は既存の条文は手を加えずに、新たに設けます第23条第3項にて減額の対 象者、対象期間、減額する額などを定めております。

続いて、120ページの中ほどにございます、同じく新たに設けます第24条の3に て減額の手続を定めております。

それでは、条例本文を御覧願います。附則でございます。第1項では施行期日を定めております。令和6年1月1日としております。第2項では適用区分でございます。この条例による改正後の新温泉町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。 8番、河越忠志君。

○議員(8番 河越 忠志君) ちょっと先入観がなくて申し訳ないんですけれども、これは国の施策として町が対応しているという認識でよろしいんでしょうか。

それとあわせて、この措置による交付税措置があるかどうか御説明いただけますでしょうか。

- 〇議長(池田 宜広君) 山本税務課長。
- ○税務課長(山本 幸治君) 国の施策かどうかという質問でございますけども、地方税 法の改正によるところの国の施策によるものでございます。

それから、2点目、減額分の交付税措置につきましてですけども、その他の減額措置 と同様に交付金にての措置ということが予定されております。

以上でございます。

- 〇議員(8番 河越 忠志君) 分かりました。
- 〇議長(池田 宜広君) そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) ありませんね。(「健康福祉課に聞きたい」と呼ぶ者あり) 暫時休憩をいたします。

午前10時26分休憩

午前10時27分再開

○議長(池田 宜広君) 再開をいたします。

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第10 議案第116号

○議長(池田 **宜広君**) 日程第10、議案第116号、新温泉町廃棄物の処理及び清掃 に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、大型動物死体処理業務に係る諸経費の見 直しに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(池田 宜広君) 小谷町民安全課長。
- **〇町民安全課長(小谷 豊君)** それでは、議案116号、新温泉町廃棄物の処理及び 清掃に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

提案の理由は、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

説明の都合上、審議資料 125ページの条例新旧対照表を御覧ください。現行は、条例第 9 条第 4 項の規定により、 20 キログラムを超える大型動物は 1 頭当たり 2 万 8, 0 0 円となっておりますが、改正により、 20 キログラムを超える大型動物は 1 頭当たり 2 万 9, 5 0 0 円とし、 1, 5 0 0 円増額するとともに、条項の整理をさせていただき、 8 項に規定するものでございます。

ここで、現在の大型動物の処理の状況について説明をさせていただきます。現在、大型動物につきましては、猪名川動物霊園に処理の依頼をしております。依頼の経費につきましては、本年4月より、従前の2万6,400円が2万7,500円、消費税抜き額では2万4,000円が2万5,000円に値上がりをしております。また、処理までの間、糸城の最終処分場跡地において冷凍庫で保管していることから、光熱水費等の諸経費も含めて、このたび増額をさせていただくというものでございます。なお、参考資料として、委員会資料につけてございますけども、処理の頭数でございます。令和3年度では99頭、令和4年度では83頭、令和5年度では10月までで50頭の処理をしておるところでございます。

それでは、条例本文にお戻りください。ただいま説明しましたとおり、廃棄物の処理 手数料について改正するものです。附則で、この条例は令和6年4月1日から施行する ものとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

1番、中村茂君。

- ○議員(1番 中村 茂君) そもそもの、この処理する大型動物等ですが、これが発生するのはどういうところから発生するもんでしたか、確認します。
- 〇議長(池田 宜広君) 小谷町民安全課長。
- ○町民安全課長(小谷 豊君) 現在受け入れておりますのは、国道、県道、町道、その他公共施設で死亡した鹿、イノシシとなっております。基本的には町内で発生する廃棄物ということで、死亡すれば廃棄物ということですので、そういったものを受け入れておるということでございますけども、この鹿、イノシシについては、自然の山林等でも穴を埋めて処分することが可能となっておりますけども、そういう処理をされないものは、この町内で発生したものは町が受け入れておるということでございます。

- 〇議長(池田 宜広君) 1番、中村茂君。
- ○議員(1番 中村 茂君) とすれば、町のみならず、国県に係る、国道、県道とかですね、そういうものも含めて処理してるという。この結構高額な処理費が要るわけだけど、国県の負担というか、町だったら町で仕方ないと思うんだが、国県とかそういう部分のこれにおける負担ということはどうなっておるんでしょうか。
- 〇議長(池田 宜広君) 小谷町民安全課長。
- **〇町民安全課長(小谷 豊君)** この条例に基づいて納付書を切って請求をさせていた だいておるということでございます。
- 〇議長(池田 宜広君) 1番、中村茂君。
- ○議員(1番 中村 茂君) ごめんなさい、条例全て見てないもんで。じゃあ、国県に係るもんについては、国県のほうが後で負担ということで、請求ができるということで理解しましょうか。

ということは、例えば今年度いけば50頭、50頭で、直接町が結果的に負担するのはどれぐらいになるんでしょうかね。聞いてみたいと思います。

- 〇議長(池田 宜広君) 小谷町民安全課長。
- ○町民安全課長(小谷 豊君) ちょっとすみません、具体的にちょっと集計は、国県分ということでは上げておりませんけども、委員会資料2ページに、先ほど申し上げた令和3年度、4年度、5年度ということで一応資料はつけさせていただいております。 国道、それから県道、そういったところについては納付書を切って、国県に使用料を納めていただいておるということでございます。
- 〇議員(1番 中村 茂君) 分かりました。
- O議長(池田 宜広君)そのほかございませんか。13番、中井勝君。
- ○議員(13番 中井 勝君) 条例改正に不足があるわけじゃないんですけど、うちにも処理施設があるじゃないですか。何か上手に利用できませんかね。うちの町の経費負担は増えるばっかり、僕、銭もうけしろとは言いませんけど、何か上手に使ったら、利用できて、安くで処理できて、ちょっともうかるんじゃないかな。もうけたらいけんっていうようなことはないと思うんで、そこらは農林水産課とちょっと相談して、多分、以前であると、何か血が回ってもいいよとかいっていう話をしよったのが、その日じゃないと引き受けないというような、農林水産課、最近の言い回しですけど、多分事故で死んだんですから、その日のうちというわけにはいかないと思うんだけど、どうせペットフードになるんだったら、血が回っても全然問題ないっていう話を僕聞いたことがあるんですよ。だから、それを上手に利用してね、何かもうけてもいいんじゃないかなというふうに思うんだけど、そういう手法は取れないでしょうか。
- 〇議長(池田 宜広君) 小谷町民安全課長。
- **〇町民安全課長(小谷 豊君)** この野生動物につきましては、近年、非常に頭数が多

いということで、町内でもその関係課が寄りまして、年に数回会議をさせていただいとるところでございます。今、議員言われたように、やはり品質的に、この事故に遭ったものはペットフード等には向かないというような中で、国県道等で死んだものについては猪名川動物霊園にお願いをさせていただいておるということでございます。先ほど言ったように、庁舎の中でも、これ、処分費については非常に高額になってまいりますので、関係課で情報共有しながら、有害の鹿、イノシシの頭数を減らしていくという部分に予算をたくさんつけていただくように現在調整をしておるところでございますし、それぞれ、私のほうでは交通安全施策とかいう部分もございますし、廃棄物の処理もございます。一方では、植物等の環境の保全という観点もございますので、国県に対しては、いろんな方面からこの獣害の被害を訴えておるところでございます。それぞれ、そういう中で、鹿、イノシシの繁殖を抑えていくというような施策に力を入れていただくよう働きかけておるところでございます。

- ○議員(13番 中井 勝君) やっといてください。
- ○議長(池田 宜広君) そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第11 議案第117号

〇議長(池田 宜広君) 日程第11、議案第117号、新温泉町特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とい たします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための 改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律の公布による就学前の子供に関す る教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を御提案 申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(池田 宜広君) 吉田こども教育課長。
- **〇こども教育課長(吉田 博和君)** それでは、議案第117号、新温泉町特定教育・保

育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御 説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の126ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。本条例第15条第1項第2号中にございます第11項を第10項に改めるものでございます。内容といたしましては、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、本条例では認定こども園法と読み替えておりますが、同法第3条第10項が削除されたものによるものでございます。同項の内容につきましては、指定都市等の町は、第1項または第3項の認定をしたときは、速やかに都道府県知事に申請書の写しを送付しなければならないという内容でございまして、当町に関係するものではございません。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第12 議案第128号

〇議長(池田 **宜広君**) 日程第12、議案第128号、新温泉町手数料条例の一部改正 についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

- ○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。 内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(池田 宜広君) 小谷町民安全課長。
- **〇町民安全課長(小谷 豊君)** それでは、議案第128号、新温泉町手数料条例の一 部改正について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の135ページを御覧ください。1の改正概要については、ただいま町長が説明しました提案理由と同様でございます。2の改正の内容についてでございます。戸籍、除籍の電子証明書提供用識別符号の発行事務の追加でございます。戸籍法の一部を改正する法律による改正後の戸籍法に係る手数料を徴集する事務及び金額を新たに定めますということで、追加になった事務、それから金額については、その下に記載しておるとおりでございます。

1つ目が、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務、これが400円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が700円ということでございます。この戸籍電子証明書の提供用識別符号等の利用については、その下に例がございます。パスポート申請の例でございますけども、従前は戸籍の証明書等を添付して申請をしておりましたけども、このたびのこの事務の追加によりまして、そういった戸籍の証明書でなくて、この識別符号がついた書類、このものを添付すれば、原本を添付しなくても、それぞれ申請先が確認ができるようになって、原本の添付が不要になるというものでございます。3番目の戸籍法の一部を改正する法律の改正要点ということで、(1)から(4)まで記載しております。こういった事務がこのたびの改正によって改正されたというものでございます。

審議資料の32ページから34ページには条例の新旧対照表をつけておりますので、 それぞれ御覧ください。

それでは、条例本文にお戻りください。ただいま説明したとおり、手数料条例の別表 2の項から13の項について改正をするものでございます。附則で、この条例は令和6 年3月1日から施行するものとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- O議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。
 - [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第13 議案第118号

○議長(池田 宜広君) 日程第13、議案第118号、町道二日市古市線新市橋上部工 修繕工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

- ○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(池田 宜広君) 松井建設課長。
- **〇建設課長(松井 豊茂君)** それでは、議案第118号、町道二日市古市線新市橋上部 工修繕工事請負変更契約の締結について説明をさせていただきます。

本契約案件につきましては、昨年11月の工事着手後、施工を進めてまいり、今月28日の契約工期内に完了する予定でございますが、工期内に急激なインフレーションが生じ、請負代金額が著しく不適当となり、建設工事請負契約書第25条第6項の規定による契約金額の変更が生ずることから、変更契約を行う必要がありますので御提案申し上げ、議決を求めるものでございます。

説明の都合上、審議資料の127ページをお開きください。このたび御提案申し上げる変更契約の内容でございます。1の変更理由でございます。建設工事請負契約書第25条第6項の規定(賃金等の変動に対する請負代金額の変更)により、変更契約を行う。この内容につきまして、説明させていただきます。

審議資料128ページをお開き願います。建設工事請負契約書第25条第6項は、インフレスライド条項と呼ばれておりますが、これは予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときに、契約金額の変更を請求できる措置でございます。適用対象工事は残工期が基準日から2か月以上ある工事となっており、基準日は発注者または受注者が請負代金額の変更の協議を請求した請求日とすることを基本とします。本工事におきましては、受注者から令和5年3月1日付で協議の請求がありましたので、その日を基準日としております。賃金等の変動による請負代金額の変更額、これ以降スライド額と言い換えさせていただきますが、当該工事に係る変動額のうち、請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額となります。また、スライド額は、労務単価、材料単価等、並びにこれらに伴う諸経費の変更について行います。

審議資料の129ページをお開き願います。インフレスライドのイメージ図でございます。左端が工事の契約日、着手日で、右端が完了日となります。令和4年11月15日の契約後、令和5年3月1日付で労務単価等が上昇し、受注業者のほうからスライドの協議請求がありました。基準日につきましては、受注者と協議の上、3月1日といたしました。スライド額の協議開始日は、資料の下4行の部分に記載しておりますとおり、出来形数量を基にスライド額の算出を開始する日で、工事工程の見込みがついた段階とするため、本工事では令和5年11月1日としております。スライド額の算定ですが、基準日である令和5年3月1日以降の残工事について行います。図の中の「変動前残工

事額:B」の部分はスライドを考慮しなかった場合の工事費です。「変動前残工事額:B」の上の斜線と灰色の部分を合わせたものが残工事に対する変動前後の差額となります。これをアルファベットのAとします。このAのうち、「変動前残工事額:B」の1%相当額が受注者の負担分に当たる灰色の部分で、Aからこの額を引いた額がインフレスライド変動額となります。本工事におけますスライド額を算出した結果、264万140円(税抜き)でございます、となり、受注者の負担分であります1%、金額にしまして164万7,860円を超えましたので、インフレスライドを適用することとしました。

審議資料127ページに戻っていただきまして、2の変更内容は、建設工事請負契約書第25条第6項の規定(賃金等の変動に対する請負代金額の変更)による契約額の増額で、3、変更金額は、変更前請負額が1億9,165万8,500円、変更額が237万3,954円の増で、変更後請負額は1億9,403万2,454円でございます。

議案第118号本文をお開き願います。議決事項といたしまして、1、契約の目的、 町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事、2、契約の方法、随意契約、3、契約の金額、 237万3,954円増、全体額は1億9,403万2,454円、4、契約の相手方、兵庫 県美方郡新温泉町芦屋351番地の9、日興建設株式会社代表取締役、済木昭光でございます。仮契約につきましては、令和5年12月15日に締結しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

4番、米田雅代君。

- ○議員(4番 米田 雅代君) 私は、この前、総務課の所管事務調査を傍聴させていただきました。その折に、資料として、この審議資料の129ページにおけるインフレスライドのイメージ図のところの中で、数値を入れるべきではないかというような指摘がありました。それで、その指摘に基づいて出された資料が本日付であります。本日付のこの資料を見ながら、採決が、きちっとした採決ができるのかどうなのか。常任委員会の前にこの数値の出た、本日付で出された資料が当然一緒に出されて、常任委員会において審議をされるべきものだと思いますが、その辺のところの御認識を聞かせてください。
- 〇議長(池田 宜広君) 松井建設課長。
- **〇建設課長(松井 豊茂君)** インフレスライド額の具体的な金額の資料のことであると 思いますが、本来、丁寧な説明という部分では配慮が欠けていたというふうに認識して おりますので、以後、気をつけたいと思います。
- 〇議長(池田 宜広君) 4番、米田雅代君。
- ○議員(4番 米田 雅代君) それとともに、今日出された資料で、新温泉町発注工事におけるインフレスライドの適用事例はないということになっております。ということ

になりますと、この兵庫県から、審議資料128ページです、この運用マニュアル(暫定版)として出された兵庫県県土整備部から出された資料としては、令和4年2月とあります。それと、今回のこの新市橋の分の契約日が令和4年11月15日とあります。であるとすれば、入札時においてこういうようなことがあるということを前提にした中で入札額を入れる場合と、それとまた、全く今までこういうインフレスライドの適用事例がないという状態、そういった状態の中で入札額を決められた業者もあろうかと思いますが、そういったところの中で、非常に差といいますか、入札時において非常にその辺のところが不公平に当たるのではないかと思いますが、その辺のところはどうなんでしょうか。

- 〇議長(池田 宜広君) 松井建設課長。
- ○建設課長(松井 豊茂君) 資料でおつけしております128ページの県のマニュアル(暫定版)の日付でございますが、令和4年2月というふうになっております。これは最新版の日付でございまして、以前からこの制度につきましてはありまして、国からは平成26年にマニュアル制定内容、制度内容の取決めということで通達もあったということでございます。以前からありましたので、業者につきましても認識はされているものと思います。
- O議長(池田 宜広君)
 そのほかございませんか。

 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) 審議資料の129ページを見させていただくと、契約全体の中で、基準日以降に残った分についてスライドっていう格好の中の処理がされています。これについては、実際に今まででいくと、人件費のみについてやられてたというケースは私も体験しております。ただ、この今日配付されている資料の中でのP1、このP1の金額が、ちょっと私、頭の中で算定できないんですけど、このP1の金額というのは、どの時点の金額なのか、契約額ではなかったと思うんですけれども、それについてちょっとまず説明いただけますでしょうか。
- 〇議長(池田 宜広君) 松井建設課長。
- 〇建設課長(松井 豊茂君) お配りしております資料の中のP1につきましては、請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額ということで、 基準日が令和5年3月1日となっておりますので、最終の全体工事の部分から3月1日 以前の部分を除いた部分ということになります。
- 〇議長(池田 宜広君) 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) ここに書かれているP1の算定の中で、1億7,375万3,000円、これが最終というふうに今御説明いただいたと思います。この審議資料の129ページのこの絵を見ていただいた中で、これは最終金額では説明できないと私は考えています。つまり、様々な増額が途中発生した場合に、それはこのスライドで示す絵と相違が生じてくると思いますけれども、それについてどういう格好での算定をされ

ているのか、もう一度御説明いただけますでしょうか。

- 〇議長(池田 宜広君) 松井建設課長。
- ○建設課長(松井 豊茂君) 請求日が令和5年3月1日で、基準日につきましても同日でございました。スライドの協議の開始日をほぼ出来形が固まってまいりました令和5年11月1日としております。この時点での全体額、これを基に、3月1日以前の数量を引くということで、今回算定をしております。
- 〇議長(池田 宜広君) 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) 9月議会において2回の変更契約がなされました。1回目の変更については、当初契約にあった項目なので、同じ単価を使われたと思います。 2回目の変更契約では、炭素繊維を貼り付けるという、今までの契約の中になかった項目でされています。そのなかった項目について、どんなふうな格好で算定されたのか御説明いただけますでしょうか。
- 〇議長(池田 宜広君) 松井建設課長。
- **〇建設課長(松井 豊茂君)** スライドの算定基準とする日が令和5年3月1日でございますので、3月1日以降に施行したものに対しての算定をしております。
- ○議長(池田 宜広君) そのほかございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございませんか。(発言する者あり)討論。

それでは、討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許します。

8番、河越忠志君。

○議員(8番 河越 忠志君) 本案に反対の立場で討論をさせていただきます。

このインフレスライド、これは正当な制度です。ただ、今回の適用について、多くの疑問を感じます。なぜなら、11月1日、つまり、変更契約が全て終わった後が最終契約という格好で今御説明をいただきました。この中には、先ほど私が最後の質疑でさせていただいたように、算定については、その時点での価格、つまり、変更契約の時点で炭素繊維を貼り付けるという単価を変更契約の金額にされています。それについても改めてさらにプラスアルファ、今回のインフレという格好の算定がされている。つまり、本来分かっている、インフレではなくて、もう終わった金額、単価についてそれに上乗せをされた金額で算定されてる。これは、私の頭の中では、このインフレスライドの適用に全く合致しない。この審議資料に書かれているように、これは契約に係っている分、これを残工事についてインフレが起こったときにその分を精算しましょうというのが本来の意図です。つまり、3月1日を基準日にされてますから、3月1日以降に残ってる分が、実際にそれからインフレによって上がった分、それを補填しましょうというのが国がつくった制度です。今の説明いただいた中では全く合致してない。そこから僅かで

あっても、少なくともそこについては全くの誤りであると私は思います。

あわせて言うならば、今回の工事の中で、第1回目の変更、これは、亀裂がたくさんになった、しかも、当時の、9月の説明では着工以降に増えたという説明をされました。着工以降に増えたとすれば、これは施工者の責任です、本来であれば。もしそれが施工者の責任ではなく、着工時に既に増えていた、要は、最初の調査をしたときから着工にかかるまでに増えていたというケースは考えられます。それについては、着工時に設計と違うたくさんの亀裂がありますよということは、請負者の責任としてアピールする必要がありました。つまり、どういうケースであっても、施工者の責任というのは少なからず生じていた。

さらに付け加えるならば、私が9月の最初の変更契約のときに討論させていただいたように、その補強についての施工によって、無駄になるかもしれませんよということをお話しさせていただきました。今回の2回目の変更であった炭素繊維を貼り付ける、これによって、最初の亀裂に樹脂を入れる、これは補強にもならないので、全く無駄になったと私は思っています。

その中で、当初の請負者の責任の部分と合わせていけば、当然発注者としては、一定 レベルの折衝ができる余地はあったというふうに考えますし、最初に申し上げた理由の 対象にならない部分もインフレの対象にされた。そこの部分の総合的な部分を考えても、 この契約については見直しがなされるべきだと、私はそういうふうに感じます。改めて 賢明な御判断をよろしくお願いいたします。(発言する者あり)

〇議長(池田 宜広君) お静かに。

次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長(池田 宜広君) そのほか討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(池田 宜広君) これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(池田 宜広君) 起立多数、12名であります。よって、本案は、原案のとおり 可決をされました。

暫時休憩いたします。20分より。

午前11時08分休憩

午前11時20分再開

○議長(池田 宜広君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第14 議案第119号

〇議長(池田 宜広君) 日程第14、議案第119号、令和5年度新温泉町一般会計補 正予算(第6号)についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、令和5年度新温泉町一般会計予算に補正 の必要が生じましたので御提案を申し上げます。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろし くお願いいたします。

O議長(池田 宜広君) 質疑は歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

3番、澤田俊之君。

- ○議員(3番 澤田 俊之君) それでは、13ページ、3款2項1目18節負担金補助金及び交付金についてであります。補助金として、病児・病後児保育普及促進事業という項目が上がってきております。これについては、補助金でありますので、補助対象事業体があると思うのですけども、まず、その補助金の対象事業体、それから、これは新規事業とか、そういう捉え方はされてないのかなということで、病児・病後事業、あくまで促進事業という観点の補助金かということをお伺いします。
- 〇議長(池田 宜広君) 吉田こども教育課長。
- **○こども教育課長(吉田 博和君)** この補助金につきましては、対象をあおぞらこども クリニックということで予定をさせていただいております。

新規事業ではないかという御指摘でございます。事業実施につきましては、来年度からということで予定しておりまして、今年度につきましては、それに向けた準備ということで予算を計上させていただいたということでございます。

- 〇議長(池田 宜広君) 3番、澤田俊之君。
- ○議員(3番 澤田 俊之君) まず、この病児・病後保育普及促進事業という内容、その説明がなされてないというふうに思うんですね。なぜ特定の方にこの予算を補助金として出される根拠、これを教えていただきたい。

それから、病児・病後、これに関してはいろんな設置パターン等々があると思います。ですから、園併設、医療機関併設、いろんな考え方があります。その中で、まず、庁舎内でその議論をされて、来年度事業に向かってこれを上げられたのか、当然、浜坂病院という公的な医療機関があります。まず第一にそこを考える、そして、次にこども園があります。今現状、3園あります。当然、その3園に設置するのが理想であります。そういう考え方をしないといけないのに、教育長不在時に次年度のためにこの事業を推進しますという話は通らないんじゃないですか。議論されましたか。ちゃんと庁舎内で管

理職会議等々あると思うんですけども、その中で当然議論されて、来年度予算に向かってこの補正予算をつける、その辺の過程はどうだったんでしょうか。ですから、特定事業者に対して補助金を出すんであれば、根拠、先ほど言いましたけど、この根拠を示していただきたいと思います。

- 〇議長(池田 宜広君) 吉田こども教育課長。
- **○こども教育課長(吉田 博和君)** この病児・病後児事業の開設につきまして、庁舎内、教育長在任期間の中で、町長も含めて、しっかりと議論をさせていただいた経過がございます。その中で、例えば近隣の市町を見てみますと、香美町、岩美町では公立病院に小児科があるということで、院内での設置をされております。また、近隣の市町では、小児科併設の事例が非常に多いというようなこと、一方で、浜坂病院には現在小児科が開設されてないといったこともございます。一方で、あおぞらこどもクリニックについては、町内で唯一小児科をメインで開業されてるという現状がございます。

国が示している基準でいいますと、原則は保育の専門職と看護師、それぞれが配置ということが原則にはなってるんですけれども、例外的な基準として看護師1名専従の対応で開設ができるというものがございます。その条件としましては、医療機関併設型で定員が2名以下ということ、看護師が保育事業に従事する上で必要な知識や技能を習得しているということで、今回補正で計上させていただいております研修がそれに当たるということでございます。

もう1点、専従の看護師以外が必要に応じ、速やかに対応できる体制ということも求められてる状況がございます。それらを勘案する中で、あおぞらこどもクリニックと協議をさせていただいて、その条件を全て満たしていただけるということが確認できましたので、今回補正をお願いするというものでございます。

- 〇議長(池田 宜広君) 3番、澤田俊之君。
- ○議員(3番 澤田 俊之君) その中で、だから、事業主体、契約なしにこの補助金を 出すっていうことは、一つ、少し何か抜けてる、本来のお金を交付する、補助金を出す 大前提がないと考えますが。

それから、いろんな形の中で検討されたといいます。当然、近隣とか、そういうふうなことをおっしゃられますけども、理想はこども園に、各こども園に配置して、その体制を取る、これが理想であります。その努力はされましたか。

逆に、公立の病院を持っておれば、その病院を核として、看護師とかその辺の御協力を得て、体制づくりはできる可能性があると私は思うんですね。その中で、契約もなし、協議して受けていただく、それで新年度予算で何が出てきますか。 2 名受入れ、当然施設の維持管理、備品等々、人件費、いろんな話が、総合的な話をしないといけないんです。これをつけて、もう決まったごとく新年度予算で上げてくるっていうのは、本来行政が取る手法では私はないと思います。ですから、その2点、改めてお聞きします。

〇議長(池田 宜広君) 吉田こども教育課長。

○こども教育課長(吉田 博和君) 選定理由につきましては、先ほど御説明をさせていただいたとおりでございます。

認定こども園での設置というお話がございました。先ほど申し上げましたとおり、こども園に設置する場合は専門の保育教諭、あと、看護師の配置が必要ということの中では、なかなか人材確保が難しいという判断をさせていただいておりまして、現実的な対応ということで、今回御提案をさせていただいておるということでございます。県下でも、この病児・病後児が設置されてない市町というのはもうかなり少なくなってきておりまして、当町においても速やかに設置をさせていただきたいという思いで進めさせていただきたいというところでございます。

また、以前には、大庭認定こども園を医療福祉ゾーンという中で、一つの考え方として病児・病後児保育の設置を考えてはどうかっていうことですとか、浜坂認定こども園の改築整備に併せて、同様の機能を追加してはどうかというようなお話はさせていただいた経過がございますが、現状、大庭につきましてはなかなか追加機能が難しいというようなこともありますし、浜坂認定こども園に関しましてはなかなか議論が進捗していかないという状況がありますので、早い病児・病後児保育の開始といった中で御提案をさせていただいてるというところでございます。

- 〇議員(3番 澤田 俊之君) 1点回答がないですけど。
- 〇議長(池田 宜広君) 暫時休憩します。

午前11時32分休憩

.....

午前11時32分再開

- ○議長(池田 宜広君) 再開いたします。 吉田こども教育課長。
- **○こども教育課長(吉田 博和君)** 今回御提案をさせていただいております12月補正で補助金計上させていただいてます。こちらにつきましては、新温泉町補助金等交付規則の第4条に基づきまして、別で定めるという形で進めさせていただきたいというふうに考えております。本事業につきましては、単年度事業ということもありますし、国・県の随伴事業ということで、そちらのほうで補助の内容については規定されてるという状況がございますので、そういった形で考えているというところでございます。
- 〇議長(池田 宜広君) そのほか。

6番、森田善幸君。

○議員(6番 森田 善幸君) 何点か質疑させていただきます。

まず、歳入、3ページ、衛生費国庫負担金15万4,000円、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金負担金、これに対応するのが、歳出では、15ページ、予防費、21節、補償補填及び賠償金15万4,000円、この部分の、要するに、ワクチン接種によって健康被害が起こったと、それに対する賠償というようなことですが、これはい

つのワクチン接種であって、1件なのか、何件なのか、それから、どのような健康被害 であったかお尋ねします。

続きまして、先ほどの同僚議員の質問に関連いたしますが、歳入、3ページ、国庫支出金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金33万5,000円。4ページ、県支出金、民生費県補助金、児童福祉費補助金、病児・病後児保育推進事業補助金33万5,000円、これは説明書に補助率の3分の1ということで、これに3掛けると全体が100万5,000円となる。歳出、13ページ、児童福祉総務費、18節負担金及び交付金で100万5,000円ということですが、ということは、残りの33万5,000円が一般財源から出されるということでしょうか。それから、この100万5,000円の部分については、そういった病児・病後児保育ができるように施設整備をされるということでしょうか。それから、これで、単年度事業ということですので、次年度はその整備がきっちりとできて、特に町に対しては負担が生じないということでしょうか。それから、そこに対する研修費が出ておりますが、研修の期間とか回数とかが分かれば教えてください。

それから、これ、一部ちょっと、1つの事業が所管が2つになって、半分こっちにまたがることになるんですが、歳入で3ページ、総務費国庫補助金2,129万9,000円で、これ、補助率10分の10の国の振り仮名法制化に伴う住基システムの改修で、これに対する支出が8ページの電子計算機器のシステム改修、それから9ページの戸籍住民基本台帳の1,354万円ですかね、改修費というように分かれているんですが、このように分かれたのはそれぞれの委託先が異なるからでしょうか。その辺のちょっと説明をお願いします。

それから、歳出、12ページ、老人福祉費、高齢者補聴器購入費助成事業、60万円の増、実績見込みの増と。今年度から新たに行われた事業ですが、直近の実績がどうなので増額しますっていうような、ちょっと現状を教えてください。

それから、13ページ、認定こども園費、委託料198万円、大庭認定こども園耐震補強・改修等の基本計画業務委託料ということですが、もう少し内容の、どういったことを委託されるのかと、それから今後の進捗等について説明をお願いします。以上です。

- 〇議長(池田 宜広君) 朝野健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(朝野 繁君) まず、予防接種健康被害給付費についてでございます。金額の内訳としましては、医療手当分3万5,800円掛ける4か月分と医療費分2,500円掛ける4か月分を見込んで、15万4,000円を算出しております。接種日でございますけども、昨年の5月14日ということで、症状としましては、コロナワクチン接種後から関節痛や筋肉痛、しびれが持続ということで、医師から連絡がございまして、保健師も訪問を行っております。軽快したり痛みが再燃したりということで、痛みがあって物が持てないというようなときもあるというような症状が続いておられるようでございます。それにつきまして、国の認定が下りましたので、その給付について予算計上

をさせていただいておるというものでございます。

続いて、補聴器の実績でございます。今年度、予算、3万円掛ける30件分を見込ませていただいておりました。現状では、予算編成時点では予算の範囲内だったんですけども、直近では33件ということで、予備費を活用させていただいて、99万円、支給決定をさせていただいておるところでございます。以上です。

- 〇議長(池田 宜広君) 吉田こども教育課長。
- **〇こども教育課長(吉田 博和君)** 病児・病後児保育の補助金の財源内訳でございます。 国、県からそれぞれ3分の1、残りの3分の1につきましては自主財源ということになります。整備につきましては、今年度単年で整えたいという思いでございまして、来年度以降につきましては運営費という形で、例えば人件費でありますとか光熱水費、また物件の賃借料といったようなものが発生してこようかと思います。財源につきましては、同じようにそれぞれ3分の1ずつ負担ということで対応できるというふうに予定をしております。

また、14ページ、大庭認定こども園に関する委託料の内容でございます。大まかに言いますと、概算の配置の図面、こちらにつきましては、どういった機能が追加できるかということも含めて検討をしていただく予定ですし、それに合わせた概算の金額も算出をしていただくということで考えております。

- O議長(池田 **宜広君**) 課長、研修の期間もしくは回数はということです。 続けて。
- **Oこども教育課長(吉田 博和君)** 必要な研修でございます。ごめんなさい、はっきり と覚えてないんですけれども、数日、期間を置いて受けていただくというような内容だ ったかなというふうに記憶しております。
- 〇議長(池田 宜広君) 小谷町民安全課長。
- ○町民安全課長(小谷 豊君) 住基と戸籍システムの関係の歳入歳出でございます。 住基システムについては企画課所管のシステムということで、企画課が担当いたしま す。戸籍については町民安全課所管のシステムということで、町民安全課が所管でシス テム改修を行うということでございます。歳入につきましては、同じ補助メニューでご ざいますので、併せて企画課が補助申請いただけるということでございます。
- 〇議長(池田 宜広君) 6番、森田善幸君。
- 〇議員(6番 森田 善幸君) 委託先は両方とも同じということでしょうか。

それから、病児・病後児の件ですが、そうすると、今年度中に施設整備、それから研修も全て今年度中に終わり、来年度から実施できるということでしょうか。ちょっと再確認でお願いします。

それから、予防費、ワクチン接種の件ですが、これは昨年度ということだったんですけど、昨年度の最初のときに救急搬送された方ということでしょうか。それと、これはもうお一人分ということなんでしょうか。

あと、今年度また接種が始まっておりますが、今年度についてはそのような事案はな かったのでしょうか、お尋ねします。

- 〇議長(池田 宜広君) 小谷町民安全課長。
- **〇町民安全課長(小谷 豊君)** 委託先でございますけども、住基システムのベンダー と戸籍システムのベンダーは違いますので、委託先はそれぞれ別の委託先になります。
- 〇議長(池田 宜広君) 吉田こども教育課長。
- **〇こども教育課長(吉田 博和君)** 現在の予定でいいますと、もう今年度、準備を整えて、来年度からは早々に実施ができる、そんな予定で今進めているところでございます。
- 〇議長(池田 宜広君) 朝野健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(朝野 繁君)** この方につきましては、お一人でございます。その日 に救急搬送というわけではなく、接種された後にそういう症状が出て、病院を受診をされております。

また、今後の状況でございますけども、今年度の状況では救急搬送というようなこと はございませんでした。この方も救急搬送の方ではないということでございます。

また、そういう救急搬送ということではないんですが、1件、保健師が相談を受けている事例はございます。以上です。

- 〇議長(池田 宜広君) 6番、森田善幸君。
- ○議員(6番 森田 善幸君) 病児・病後児のことでちょっと先ほど聞くのを忘れてまして、さっきの説明では、来年度の実際運営することに関しても3分の2は、3分の1国、3分の1県ということで、本町の一般財源からの負担は3分の1ということで、ちょっと再確認です。以上です。
- 〇議長(池田 宜広君) 吉田こども教育課長。
- **〇こども教育課長(吉田 博和君)** 議員御指摘のとおり、国、県がそれぞれ3分の1、 町が3分の1の負担ということでございます。
- ○議長(池田 宜広君) そのほかございませんか。ございませんね。

[質疑なし]

○議長(池田 宜広君) それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

まず初めに、反対者の発言を許可いたします。

4番、米田雅代君。

○議員(4番 米田 雅代君) 私は、令和5年度一般会計補正予算(第6号)について、 大筋において了承しております。それにもかかわらず、私はこれから反対の立場で討論 いたします。

去る14日のこども教育課の所管事務調査において審議されました2件の案件が、補 正予算という性質から、これになじむものであるのか、また、そうであるなら、当然、 当局側からの丁寧な説明が必要であると考えるからであります。 先ほどの質疑の中でもありましたが、1つ目は、3款2項1目の児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金として101万8,000円が計上された病児・病後児保育事業関連であります。これは、質疑からも分かりますように、新規事業であります。なぜこの補正予算というときに出されたのか、当初予算として当然制度設計をした上で予算計上をすべきものであると思います。これは、国、県から3分の1ずつ財源として出ているっていうところからしても、当然、制度設計した上で、きちんとした説明がなされてから、この病児・病後児保育に向かうものなのか、どういう形で向かっていくのか、そういった姿勢を明らかにしてかかるべきものだと思います。

今回の計上は、ある特定の、先ほどあおぞらこどもクリニックの名前が出ましたが、 対象としてのものというような疑念を抱かれても仕方がない。行政としては一番しては いけないようなことではないのか、町民からそのような疑念を抱かれるようなことはし てはいけないのではないか、そのように考えます。そしてまた、病児・病後児保育は、 新温泉町にとりましても、非常に大事な事業であろうと考えます。その上で、この事業 を町がどれほど大事に考えているかということを示す上でも、きちんと制度設計をした 上でなされるべきものであったろうと思います。

それと、もう1件は、3目認定こども園費、12節委託料として198万円が計上された大庭認定こども園耐震補強・改修等基本計画業務であります。2018年、耐震診断で大幅に数値を下回った大庭園舎の耐震補強について、私は異議を申し上げる気はさらさらありません。逆に、これまでなぜ放っておかれたのか、逆に怒りさえ覚えているほどです。ただ、この予算計上は、町長にとり、大きな施策方針の転換であると考えます。常に浜坂園舎が先であると方針を述べられていた以上、しっかりとした説明がなされなかったのが極めて遺憾であります。

以上で反対の立場での討論を終えます。

- O議長(池田 宜広君) 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。 7番、浜田直子君。
- ○議員(7番 浜田 直子君) 賛成の立場で討論させていただきます。

ただいまの3款2項1目18節負担金及び交付金の病児・病後児保育促進事業についてです。先ほど反対意見も出ていましたが、この病児・病後児保育というのは、長年のお母さん方からの大変希望されている事業です。それがここまで延びております。そして、この町としていよいよ向かってくださっています。そうした中で、このように来年度の準備として今回の事業を向かっておられます。一刻も早い事業の取りかかりのためには、必要な措置と思われます。ぜひ進めていただくことを熱望いたします。

また、3目の大庭認定こども園の件に関しましても、大庭認定こども園は浜坂認定こども園よりも前に建設されております。皆さん御承知のとおり、50年以上たっています。また、耐震につきましても、先ほどの説明のとおり、危険とうたわれております。そうしたような補強が必要とされている建物である以上、安全性の確保のため、大庭認

定こども園を新築という声もありますが、早急に、今暮らしている子供たち、保育士、 保護者、皆さんの安心のためにも、この耐震のための設置は早急に必要であるという考 えが大きく示しています。

また、保育環境の変化、50年前に保育所として建てられている建物です。現在は認定こども園ということで、保育、こども園機能、いろいろな機能が求められています。 男性保育教諭や男性職員も多く、更衣室、サニタリースペース等も変更が必要です。また、子供たちへの保育環境も、0歳児を含め、いろいろ求められています。今回の措置は当然必要と思われますので、賛成いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(池田 宜広君) ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(池田 宜広君) 起立14名であります。よって、本案は、原案のとおり可決を されました。

暫時休憩をいたします。昼は13時よりお願いします。

午前11時54分休憩

.....

午後 1時01分再開

○議長(池田 宜広君) 再開をいたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、議案第120号から議案第127 号までの令和5年度特別会計及び公営企業会計8会計の補正予算につきましては一括上程をし、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第15 議案第120号 から 日程第22 議案第127号

○議長(池田 宜広君) 日程第15、議案第120号、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、日程第16、議案第121号、令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、日程第17、議案第122号、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、日程第18、議案第123号、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第3号)について、日程第19、議案第124号、令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第2号)について、日程第20、議案第125号、令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算(第3号)について、日程第21、議案第126号、令和5年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第3号)について、日程第22、議案第1

27号、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第2号)についてを一括 議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

○町長(西村 銀三君) 議案第120号から議案第127号について、まず、議案第120号、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてから議案第127号、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第2号)についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じましたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろ しくお願いいたします。

○議長(池田 宜広君) これから質疑に入ります。

議案第120号、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) について、質疑はございませんか。

1番、中村茂君。

- ○議員(1番 中村 茂君) 一般会計の補正予算のときに若干質問をしたんですが、所管でもありましたので控えさせていただきました。その中で、今、国民健康保険事業特別会計補正予算の中で、産前産後保険税免除措置に係る、歳入も歳出もこの関係のことがあるわけですが、この制度自体、1月1日から実施と。前月からも対象になる方からかけて免除になるというふうな制度なんですが、年度途中ということがあったりするもんで、もっと、せめて年度中ぐらいは対象にしてあげるべきじゃないかなという思いがあるもんですから、国の制度としてどんな見方をしてるのかなということをちょっとこの場で教えてください。
- 〇議長(池田 宜広君) 朝野健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(朝野 繁君) この産前産後保険税の免除措置の関係でございます。 基本的には国保会計の中で行うということになりますので、減免については基本的には それぞれ制度がございますので、それにのっとった形で行うということになると思いま す。町単で行うとなると、その分皆さんに保険税として跳ね返ってくるということにな りますので、そこは国保会計ということになりますので、このたびの減免の措置につき ましても国や県、町が負担するということになっておりますけども、町負担分について は交付税措置があるということになりますので、基本的には町の持ち出しはないという ように考えております。ですので、国の制度で行うものですので、国の制度にのっとっ て行うということがございます。ですので、町単というのは考えておりません。

また、この法律でございますけども、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に基づいて行うものということになってます。これの法の施行期日でございますけども、基本的には令和6年4月1日というこ

とになっております。ただし、産前産後のこの免除措置については、3か月早めて、令和6年1月1日からということになっております。

これ、想像の部分、国に確認を取ったわけではないんですけども、想像の部分でございますけども、審議資料の122ページを御覧いただきますと、要は4月出産の方を考えますと、多胎妊娠の場合は3か月前ということで1月からということになります。この辺りを考慮されての3か月早めてかなというふうには思っておりますけど、要は、来年度の方々が均等に減免を受けれるようにということが考えられる、ちょっとこれは想像の部分になりますけども、そういうところではないかなというふうに考えております。以上です。

- 〇議長(池田 宜広君)
 そのほかございませんか。

 6番、森田善幸君。
- ○議員(6番 森田 善幸君) この制度による補正のことですが、4ページの委託料、 このための委託料だと思うんですが、これも国から交付されるものでしょうけど、費用 対効果といいますか、今年度は3万数千円の減税といいますか、減免のためにシステム 改修に37万7,000円がかかるという、このシステム改修は、この制度が今後も継続 されて、これでシステム改修したら、来年度以降もその必要がなくなるということなん でしょうか。
- 〇議長(池田 宜広君) 朝野健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(朝野 繁君) このたびの業務委託料の補正でございますけども、これは令和5年度分ということになっております。令和6年度分ということで、新たに本算定するときに必要になる改修もございます。予定では62万7,000円ということでございますけども、来年度は来年度で改修があるということで、それで一応、今回の免除措置のシステム改修が終了するということでございますし、今後も制度としては法改正等がない限り、続いていくものというふうに考えております。

あと、この委託料につきましては年区切りで、要は12月までに行ったものは今年の 交付金の対象になりますし、1月以降に行ったものは来年の交付金の対象になりますの で、今年度であったり来年度行うシステム改修については、来年度の交付金の対象にな るということでございます。以上です。

○議長(池田 宜広君) そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をさ

れました。

議案第121号、令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第122号、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第123号、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第3号)について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第124号、令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第2号)について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第125号、令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算(第3号)について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第126号、令和5年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第3号)について、 これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第127号、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第2号)について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第23 議案第130号

○議長(池田 宜広君) 日程第23、議案第130号、令和5年度新温泉町一般会計補 正予算(第7号)についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、令和5年度新温泉町一般会計予算に補正 の必要が生じましたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろ しくお願いいたします。

〇議長(池田 宜広君) 質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第24 議案第129号

○議長(池田 宜広君) 日程第24、議案第129号、農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。 西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 本件につきましては、欠員となっている農業委員会委員の任命 について御同意いただきたく、御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、農林水産課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(池田 宜広君) 原農林水産課長。
- **○農林水産課長(原 憲一君)** それでは、議案第129号、農業委員会委員の任命同意について御説明をさせていただきます。

現行の農業委員会法に基づく農業委員会委員の任命には、議会の御同意が必要であり、 令和5年10月22日をもって任期満了となった農業委員の候補者11名について、9 月定例議会において農業委員会委員の任命同意についてとして上程いたしましたが、1 1名のうち1名が否決となり、1名欠員となっておりましたので、このたび欠員となっ ていました委員の候補者を選考したところでございます。募集期間は本年11月22日 から11月30日の9日間で、推薦のあった者1名は、認定農業者、認定農業者に準ず る者、利害関係を有しない中立の立場の者のいずれにも該当しない方の選考となってお ります。この選考に当たり、12月5日に候補者選考委員会での審議を行っております。 なお、任期は令和8年10月22日までとなります。

議案の説明の前に、関連する認定農業者が少ない場合の要件についてに関してでございますが、9月の定例議会において同様の説明をいたしておりますので、簡潔に御説明をさせていただきます。

説明の都合上、追加の審議資料の136ページをお願いいたします。ページ中ほどの 農業委員会等に関する法律にありますように、このたび、農業委員会委員の任命の同意 を議会に求めるに当たり、委員は原則として過半を認定農業者にすることのほか、農業 委員会の所掌事項に利害関係のない者を含めること、さらに、年齢、性別等に偏りがな いよう、農業委員会等に関する法律の第8条に規定をされております。

以上を踏まえ、審議資料の140ページをお願いいたします。農業委員会委員の選任要件の例外を示しております。農業委員会等に関する法律第8条第5項におきまして、農業委員は、認定農業者及び認定農業者である法人の役員が委員の過半数を占めることが原則となっておりますが、例外規定として、同法施行規則第2条第1号の規定により、区域内の認定農業者の数が農業委員の定数に30を乗じて得た数を下回る場合には、認定農業者以外に、資料にA、B、Cとございますように、Aの枠内に記載の認定農業者に準ずる者を加えた数が過半数を占めることと規定されております。

審議資料の136ページに戻っていただきまして、5行目でございます。本町の認定 農業者の数は、令和5年11月30日現在23人で、農業委員の定数11に30を乗じ て得た数は330となり、認定農業者の数が委員の定数の30倍を下回るため、認定農 業者が少ない場合に該当し、この例外規定を適用するものでございます。令和5年9月 定例議会にて任命同意いただいた現農業委員会委員とこのたび候補者となった者の中で、 認定農業者が4人、認定農業者に準ずる者が2人で、計6名となり、定数の11の過半 数を占めております。

それでは、議案の説明をさせていただきます。参考として審議資料 1 4 1 ページも御 参照ください。

議案第129号、住所が新温泉町熊谷781番地、氏名が山根一洋、昭和45年6月 1日生まれ、53歳でございます。水稲を栽培されておりまして、北但西部森林組合の 職員であり、兵庫県猟友会新温泉支部事務局、また、新温泉町有害鳥獣捕獲班の班員で もございます。推薦によるものでございます。

また、この現農業委員会委員とこのたびの候補者を合わせた内訳でございますが、性

別では、男性が10名、女性が1名、年代別では30歳代が1名、40歳代が1名、50歳代が1名、60歳代が3名、70歳代が5名となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 質疑はありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定…… (「投票」と呼ぶ者あり) ちょっと待ってください。 暫時休憩をいたします。

午後1時23分休憩

午後1時24分再開

○議長(池田 宜広君) 再開いたします。

ただいまの議長の宣告に対し、それぞれ2人以上の議員から異議がありましたので、 会議規則第81条第2項の規定によって、いずれの方法によるか、無記名投票により採 決をいたします。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○議長(池田 宜広君) 無記名投票を行うことについて同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則 第83条の規定により、反対とみなします。

また、開票の結果、過半数の賛成が得られなかった場合は、さらに記名投票を行うことについての採決を無記名投票により行います。それでもなお過半数の賛成が得られない場合は、議長がいずれの方法によるかを決定し、採決をします。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、1番、中村 茂君、2番、西村龍平君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

〇議長(池田 宜広君) 投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長(池田 宜広君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票を願います。

○事務局長(島木 正和君) 申し上げます。

[事務局長点呼、議員投票]

 1番
 中村
 茂君
 2番
 西村
 龍平君
 3番
 澤田
 俊之君

 4番
 米田
 雅代君
 5番
 岡坂
 遼太君
 6番
 森田
 善幸君

 7番
 浜田
 直子君
 8番
 河越
 忠志君
 9番
 竹内敬一郎君

 10番
 重本
 静男君
 11番
 岩本
 修作君
 12番
 宮本
 泰男君

 13番
 中井
 勝君
 14番
 中井
 次郎君
 15番
 小林
 俊之君

○議長(池田 宜広君) 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。 開票を行います。中村茂君、西村龍平君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長(池田 宜広君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票、賛成9票、反対6票です。

以上のとおり、賛成 9 票でありますので、よって、本件については、無記名投票で採 決することに決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

〇議長(池田 宜広君) これから採決を行います。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

[議場閉鎖]

〇議長(池田 宜広君) ただいまの出席議員数は議長を除く15名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、 3番、澤田俊之君、4番、米田雅代君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長(池田 宜広君) 念のために申し上げます。本件について同意することに賛成の 諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則

第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長(池田 宜広君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長(島木 正和君) では、申し上げます。

[事務局長点呼、議員投票]

 1番
 中村
 茂君
 2番
 西村
 龍平君
 3番
 澤田
 俊之君

 4番
 米田
 雅代君
 5番
 岡坂
 遼太君
 6番
 森田
 善幸君

 7番
 浜田
 直子君
 8番
 河越
 忠志君
 9番
 竹内敬一郎君

 10番
 重本
 静男君
 11番
 岩本
 修作君
 12番
 宮本
 泰男君

 13番
 中井
 勝君
 14番
 中井
 次郎君
 15番
 小林
 俊之君

○議長(池田 宜広君) 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3番、澤田俊之君、4番、米田雅代君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

〇議長(池田 宜広君) 投票の結果を報告します。

投票総数15票、賛成15票。

以上のとおり、賛成全員であります。よって、本件については、同意することに決定 をいたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長(池田 宜広君) 暫時休憩をいたします。50分まで。

午後1時40分休憩

午後1時50分再開

〇議長(池田 宜広君) 再開いたします。

日程第25 発議第4号

○議長(池田 宜広君) 日程第25、発議第4号、新温泉町議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番、西村龍平君。

〇議員(2番 西村 龍平君) 本件については、請願第2号、新温泉町議会議員定数減に関する件の請願書を受け、全議員で構成される新温泉町議会のあり方等調査特別委員会において複数回の審議の上、採決を行い、今回の議員定数を削減する発議に至りました。

現在の新温泉町議会の議員定数は16名であり、人口比、面積比、他町との定数比較、パブリックコメントによる町民の意見を基に、定数をどうすべきかの議論を重ねてまいりました。定数減に対する懸念点としましては、1、定数減の場合、多様な民意のくみ上げが弱くならないか、2、2つの常任委員会における十分な審査機能の確保ができるか、3、多様な視点や考えを持つ議員の確保ができるかのような意見が出されました。

意見を終結し、定数維持の16名、定数減の14名、13名、請願書で指摘のあった12名の中から、特別委員会において投票を行いました。投票の結果、有効投票数13名のうち、定数維持の16名が1票、14名が9票、12名が3票であり、議員定数を14名とすることに決しました。

議案書に戻ります。

発議第4号、新温泉町議会議員定数条例の一部改正について。新温泉町議会議員定数条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び新温泉町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

別紙のところに移りまして、新温泉町議会議員定数条例の一部を次のように改正する。 本則中16人を14人に改める。附則、この条例は公布の日から施行し、この条例の 施行日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

14番、中井次郎君。

- ○議員(14番 中井 次郎君) 先ほどの提案理由の中で、副委員長としての内容が入っておりましたので、提出者として考えをお聞きしたいと思います。この提案理由で、社会の諸情勢を勘案して、ここに書いてますね。
- 〇議員(2番 西村 龍平君) どこですか。
- ○議員(14番 中井 次郎君) 社会の諸情勢を勘案してって書いてますね。えっ、持ってないんですか。議案書。
- 〇議員(2番 西村 龍平君) はい。
- ○議員(14番 中井 次郎君) この諸情勢とは何ですか、あなたが考えてる。

それから、もう一つお聞きしたいんですけども、それこそ西村議員は、2年前の選挙 では定数減の公約をなされましたか。

- ○議員(2番 西村 龍平君) しておりません。
- O議員(14番 中井 次郎君) そのように、いわゆる書いて、町民に要は投票をしてくださいと、そのようなことを言われましたか。そのちょっと2点について、まずは答えてください。
- ○議長(池田 宜広君) 2番、西村龍平君、どうぞ。
- ○議員(2番 西村 龍平君) まず、社会の諸情勢というのは、先ほど申し上げましたけれども、人口減とかそういったところの部分の人口比ですとか面積比、他町との定数比較、その辺りを懸案するというところがこの社会の諸情勢の勘案というところに当たると思ってます。

それと、公約については、私は前回の公約では定数削減はうたっておりません。

- 〇議長(池田 宜広君) 14番、中井次郎君。
- ○議員(14番 中井 次郎君) 要は、私が聞きたいのはね、2年前から現在まで、他町は人口減ったとかそういうのはあるんですけども、定数減がなさったとこはどっかあるんですか、それに基づいて。

それから、公約はなさってない、あなたのビラ見たら、何も書いてません。これほど 重要なことについて、この2年間であなたはそういう考えになったということですか。 この2点、答えてください。

- ○議長(池田 宜広君) 2番、西村龍平君、どうぞ。
- ○議員(2番 西村 龍平君) 定数減になったというところは把握しておりません。 それと、この2年間で感じたことは、私が昨年11月に議会報告書というのをチラシ で出しました。そこのところには、しっかりこの辺りを分析して、14名にすべきという意見は一般町民向けにチラシとして配布をいたしました。
- 〇議長(池田 宜広君) 14番、中井次郎君。
- ○議員(14番 中井 次郎君) 私も議員ですから、公約に書いていないようなことをやれば公約違反だと私は思っております、実際のところ言って。書いてないことを、これほど大事なことを、私はこういう提案者になって、2年間で変えると、御自分の、こういうこと自身がやっぱり大きな問題ではないかなと思うんです。この提案者ですから、これはこれで、提案なさったっていうことについてはそのとおりである思いますけども、2年間でそのようなお考えになるとは、私だって理解ができません。そういうことです。一応申し上げておきます。
- ○議長(池田 宜広君) 2番、西村龍平君、どうぞ。
- ○議員(2番 西村 龍平君) 私も今の発言は理解できません。

それと、この2年間で、私、何も知らなかったものが帰ってきて、第三者的に見て判断をさせていただいたというところについては、私なりの非常に熟考した私の考えが生

まれたというところで、その辺りは理解いただければと思います。

○議長(池田 宜広君) そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(池田 宜広君) 質疑を終わります。

西村議員、自席へ。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

14番、中井次郎君。反対ですね。

- 〇議員(14番 中井 次郎君) 反対です。
- 〇議長(池田 宜広君) はい。
- 〇議員(14番 中井 次郎君) それでは、発議第4号、新温泉町議会議員定数条例の一 部改正に反対の立場から討論をいたします。

新温泉町議会の議員定数に関する意見公募は、令和5年7月27日から8月15日の間に行われ、提出された意見の数は129件であります。その多くが、新温泉町の人口は他町に比べて少ないのに議員の数が多いとの意見であります。しかし、比べるなら、人口だけでなく、町の面積241.01平方キロメートル、人口1万3,129人、高齢化率41.33%、限界集落22か所、山林の面積が52.47%なども考慮すべきであります。そして、集落数においては60集落数えるわけであります。各町がそれぞれの特徴があってしかるべきでありますし、実際には、こういった視点で調べれば、各町自体がそれぞれの特徴を持っております。こういった状況を見れば、やることが山積してると思います。新温泉町の議員の数は16名でも決して多くはないと私は考えてるとこであります。

それに、意見公募の中の意見には、議会のコストカットを図るべきだとの意見も出されております。令和4年度決算では、歳出に占める議会費は0.9%、これにすぎないわけであります。町民の声を代表する議会がこういった大変少ない金額だと言わざるを得ません。これをまだコストカットせよとは、やっぱり大きな問題があるのではないでしょうか。こども園問題が先行きしないとの意見もありました。一日も早くやはり進めるべきだと考えます。一般質問をしない議員がいるとの意見も出されました。議会は言論の府でありますから、当然、一般質問はすべきだと考えます。

これまでいろいろと、三重県の元議会事務局長からもお話を聞かせていただきましたけども、議員の数を減らしたからといって、町民の声をしっかり聞いて、その声を反映する議会になるとは限らないわけであります。議員の質を上げるべきだとの声もあります。同感であります。質のよい議員や議会をつくるのは、議員本人の努力とともに、町民にもぜひ協力をお願いしたいと思ってます。

過去、私も何回も議会議員選挙をやってまいりましたが、この選挙では地縁、血縁、こういったことが優先されるわけであります。選挙公約と実行とそのための努力がいかにその議員がしてるのか、このことを選択をして1票を託してほしい、これが思いです。

そのようにすれば、少しずつでも議会の改革はなされていくものだと考えるところでご ざいます。

以上で反対討論といたします。

○議長(池田 宜広君) 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。 賛成。

6番、森田善幸君。

〇議員(6番 森田 善幸君) 発議第4号、新温泉町議会議員定数条例の一部改正について、賛成討論を行います。

私自身は、請願どおり12議席が、町の人口、面積や近隣他町の現状を見ると、適した定数と考えておりますが、3月に特別委員会が設置され、半年以上も議論を経て、その間、パブリックコメントによる意見募集や講師を招聘しての研修も行いました。そして、11月に多数決によっての結論であり、それを尊重するものとして、次のさらに次の一般選挙においては、現状よりも人口増加がない限り、さらに2減じて12とすることを自分自身の課題として、今回の条例改正に賛意を示すものであります。以上です。

- ○議長(池田 宜広君) ほかに討論はございませんか。 7番、浜田直子君。
- ○議員(7番 浜田 直子君) 発議第4号の反対の立場から討論させていただきます。 請願が出されたことにより、この議会のあり方等調査特別委員会の中で議員定数についても話すことになりました。その請願書の希望議員定数は12名とありました。そして、パブリックコメントをその委員会で募集しました。その募集は、氏名、住所、電話番号等を記載していただく、とても思いというか、気持ちの籠もったコメントが129名も集まりました。その中で、12名もしくは12名以下の意見がほぼ9割を占めていました。この貴重な町民の声を大切にすべきと考えます。町民の声を反映し、町民との距離を、町民との信頼関係の改善のためにも議員定数を12とすることといたし、反対討論とさせていただきます。
- ○議長(池田 宜広君) ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決をいたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(池田 宜広君) 起立多数、12名であります。よって、本案は、原案のとおり 可決をされました。

日程第26 請願第2号

○議長(池田 宜広君) 日程第26、請願第2号、新温泉町議会議員定数減に係る請願書についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

中村委員長。

○新温泉町議会のあり方等調査特別委員会委員長(中村 茂君) それでは、請願の審 査報告を行います。

本日、デスク上に報告書をお渡ししたとこであります。基本的には朗読をもって行いたいんですが、若干、一部省かせていただいたりとかしますので、ペーパーを御覧いただきたいと思います。

まず、今回の件でありますが、審査事件1番、請願第2号、新温泉町議会議員定数減に関する件の請願書。令和5年3月1日、新温泉町議会あり方等調査特別委員会に付託された内容であります。請願者は兵庫県美方郡新温泉町浜坂1691、中澤典男氏であります。

2としまして、審査の結果であります。令和5年第112回新温泉町議会定例会1日目、3月1日の本会議において本委員会を設置し、付託された事件であります。会期中及び閉会中における審査事件として、次の日程で審査を行った。なお、全日程とも議場において公開で行いました。8回の委員会を行ったところであります。全日程中の傍聴者は23名でありました。以下、8回の委員会については次に記載のとおりであります。主な項目もつけております。

次のページの2ページ目にありますが、途中、中段、委員会における審査経過であります。本件は、新温泉町議会の議員定数は16名であり、県内同じような規模の町の議員定数と比較して多く、一昨年、議会報告会においても町民の声として議員定数を減らすべきとの意見があることを踏まえ、議員定数を12名に減らすよう提案する請願でありました。

委員会において本件の取組について意見を求めたところ、次のような課題が出てまいりました。

1、定数減の場合、民意のくみ上げが弱くならないか、2、2つの常任委員会における十分な審査機能が確保できるか、3点目に、多様な視点や考えを持つ議員の確保ができるか、この3点が課題抽出となってきたものであります。これに対してのパブリックコメントを行ったとこであります。住民から多くのパブリックコメントが寄せられました。7月27から8月15日にかけて129件の応募があったところであります。代表的な意見について、次に5件を紹介しております。御清覧ください。

次、3ページになりますが、中段というか、上記意見公募、パブリックコメントの結果は、本委員会の見解を含めて、令和5年11月1日に町ホームページに全件を掲載してあるとこであります。令和5年11月9日に開催した第8回議会あり方等調査特別委員会において適正な議員定数について意見を求めたところ、委員から次のような意見が

ありました。

1、人口比、面積比により12名とする。政策提言など多面的事項に影響を及ぼすというところから定数14名。2として、人口減少の現実を見るに、削減の方向で考える必要がある。議会は町民の声を吸い上げる仕組みをつくり、研さんの仕組みづくりをしなければならない。定数12から14という意見がありました。また、3点目、現状維持が望ましい。他町の状況を見ると、削減したことで仕事量が増え、フットワークが悪くなっている。人数が多くないと全町にまたがることができなくなる。しかし、意見公募にあるように、意見を踏まえると削減も考える必要がある。定数16であります。4、現状維持が望ましい。人口比が全てではなく、町の産業構造なりいろんな面を加味した上で考える必要がある。議員の成り手がいる。定数16。5番目に、請願者、紹介者の意向を酌むべきだと。定数12という意見ですね。そういうふうな5つの皆さんの意見を例示させていただいたところであります。

これら意見の聴取を終結し、委員から意見のあった定数16名、14名、13名、1 2名の中から投票によって決定する旨、諮ったところ、異議なく皆さんの同意を得た、 そういう中で投票を行ってきたとこであります。

投票結果、有効投票数13名のうち、定数16名が1名、14名が9名、12名が3名であり、議員定数を14にするということで決定いたしました。請願の審査の結果、採決の結果、不採択とすべきとの決定をしたところであります。

この旨を、私、新温泉町議会あり方等調査特別委員会委員長、中村茂の名前で、新温泉町議会議長、宮本泰男様に、最終委員会の日ですね、11月9日付で報告したところであります。

以上、雑駁ですが、請願の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(池田 宜広君) 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので、省略をいたします。

中村委員長、御苦労さまでした。

これから討論に入ります。討論はございませんか。ございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。(発言する者あり)終わりました。
 - これから新温泉町議会議員定数減に係る請願書についてを採決をいたします。
 - この採決は起立によって行います。
 - この請願に対する委員長の報告は、不採択です。
 - この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。 (発言する者あり) 暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時17分再開

- ○議長(池田 宜広君) 再開をいたします。
 - これから新温泉町議会議員定数減に係る請願書についてを採決いたします。
 - この採決は起立によって行います。
 - この請願に対する委員長の報告は、不採択です。
 - この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(池田 宜広君) 起立少数、3名であります。よって、この請願は、不採択とすることに決定をいたしました。

日程第27 発議第5号

〇議長(池田 宜広君) 日程第27、発議第5号、新温泉町立認定こども園を考える調 査特別委員会の設置についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

4番、米田雅代君。

○議員(4番 米田 雅代君) 新温泉町立認定こども園を考える調査特別委員会の設置について、上記の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の規定並びに新温泉町議会委員会条例第6条に基づき、新温泉町立認定こども園を考える調査特別委員会を設置し、本町にふさわしい幼児教育や環境等の観点で、町民から必要とされる理想的な町立認定こども園の姿について調査研究し、令和6年12月定例会までにはその結果を取りまとめ、政策提言するものを付託する。

なお、同委員会は8名をもって構成し、調査研究の上、政策提言が完了するまで閉会中も継続して調査研究することができる。令和5年12月18日提出。提出者、米田雅代、賛成者、澤田俊之議員、賛成者、河越忠志議員であります。

提案理由といたしまして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の規定に基づき、本町にふさわしい幼児教育や環境等の観点で、町民から必要とされる理想的な町立認定こども園の姿について調査研究し、政策提言するものであります。

なぜこれは特別委員会でなければならないのかっていうところが皆さんの非常に疑問点であろうと思います。まず、期限を切っております。遅くとも令和6年12月定例会までには政策提言をするということになっております。それとともに、町の現状を認識した上で、ここの町の現状といいますのは、人口減少、とりわけ出生数や生産人口の減少が著しいこと、気候変動や道路事情の変化等のことであります。町の現状を認識した上で将来を見据え、多角的な視点で調査研究する、その上で理想のこども園を考えるという意味で、多角的な視点を必要とするという意味で、全議員の皆さんの知恵を結集したいとの思いでございます。

そしてまた、認定こども園というのは、公共サービスという視点から捉えることもできると思います。認定こども園の施設、機能面で、温泉、浜坂両地域で差があってはならず、公平を期するものでなければならないと思います。そのため、今回の提言においては、本町における典型的、スタンダードな町立認定こども園の姿を盛り込むものとします。その上で理想のこども園の姿を調査研究する。

今問題になっております、浜坂地域の認定こども園問題、この問題につきましては、私は、町当局と議会と双方ともに責任があると思っております。この問題を解決するためにも、新温泉町の理想のこども園構想、ここから入る必要があるのではないかと思っております。常に位置問題で終始をして、そこからどうしても一歩踏み込めずにここまで問題が続いております。その解決をするためには、一度、今まで問題になっております位置問題であるとか、統合問題であるとか、そういったものを横に置いといて、この新温泉町で町民が求めておられる認定こども園とはどういうものなのか、また、理想とされるこども園というのはどういうものなのか、まず、そこから入っていく。新温泉町の理想のこども園構想、今まで構想っていう形でこの問題を捉えていたことはなかったと思います。

午前中でしたか、病児・病後児保育もその一つであろうかと思います。いろんな問題が山積しております。そうした問題を1つずつしっかりこの特別委員会で考えて、最終的に町民から必要とされている理想的な町立認定こども園の姿、そういったものを一度、考えていく、議会として構築していく、その必要があるのではないかと考えております。それと、もう1点、議会の見える化、ただいま、議会のあり方委員会のところで定数が削減の方向、14名の方向でかじを取りました。本町の活性化、発展に寄与するためには、議員個々の活動では、町民の声を拾うといいますか、そのためには限界があり、これは議会として対応するべきものだと思っております。その意味で、この特別委員会で町民の声をどれだけ酌み取ることができるか、拾い取ることができるか、そういったことですので、あり方委員会で理念をしっかりとつくっていく。その理念に基づいてそれを実践していくのは、私はこの特別委員会ではなかろうかと思っております。

速やかにこの特別委員会を設置し、しっかりと民意を反映させた政策提言を行う。その過程こそが議会の見える化であり、町民が求めている議会の役割の一つであると信じております。そういった形の中で、本当にこの特別委員会の設置を求めるものであります。以上であります。

○議長(池田 宜広君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。 7番、浜田直子君。

○議員(7番 浜田 直子君) この特別委員会の設置で構想を練るっていうふうにおっしゃってますけど、もうこの問題は以前からこの町全体で取り組んでおります。こども園整備検討委員会っていうのが何度も行われております。そういったような声を聞いて

ない議員が、なぜそのようなことをおっしゃるのか、ちょっと分からないのと、町民の 声はたくさん届いています。届いているにもかかわらず、この議会はこのような形で行っております。その上で、今から、十分遅れているのに、まだこれから検討する、どこまで遅らせるようなことをおっしゃっているのか、ちょっと不思議です。なぜ今さらこのようなことをおっしゃるのか教えてください。

- 〇議長(池田 宜広君) 提出者、4番、米田雅代君。
- ○議員(4番 米田 雅代君) まず、検討委員会の件が出ました。検討委員会においてなされていたのは、やはり位置問題であったのではないかと思います。21か所か、そういったものが出てきた中で、1つずつそこから選ばれた中で、これだっていう形の中で言われております。ですから、位置問題は横に置いてと先ほど申し上げました。

それとともに、町民の声は届いている、そこのところはどうなんでしょうか。議員それぞれが皆、それぞれの支援者であるだとか町民の声を聞いて、その責任において採決をさせていただいております。その採決の中でこの問題がずっとここまで来ているわけです。町民の声はたくさん届いているっていう評価の仕方はあり得ないのではないかと思いますが。

- 〇議長(池田 宜広君) 7番、浜田直子君。
- ○議員(7番 浜田 直子君) 町民の声はたくさん届いております。米田議員には届いてないんですか。要望書、請願書、たくさん届いております。そうした思いは町民の声ではないんですか。議会が一生懸命前を向いて進めようとしている時点で、このようなことは、まずもって委員会で十分議論されてから、それでも進まない、それなら全員で議論しましょう、その上で、進まないから特別委員会を設置するっていうのが議会に対する形なのではないですか。このままですと、議会は何をしてたんですかって言ってるようなものなんですけど、そこはどうなんでしょうか。
- 〇議長(池田 宜広君) 4番、米田雅代君。
- ○議員(4番 米田 雅代君) 要望書、請願書に関しまして、昨年だったと思いますが、定例会において、不採択という形で議会は決していると思います。その意味で、今の浜田議員のおっしゃることの意味が私には、申し訳ないんですが、理解できません。町民の声をどのようにして引っ張り出すのか、いろんな立場の方たちの声をどのように聞いていくのか、そういったことの仕組みづくり、そういったものをこの特別委員会で考えていきたい。

今、私たちは、先ほど14名、議員定数を減らす方向でかじを取りました。である以上、どのような形で町民の皆さんの声をお聞きするのか、そういったことを真剣に取り組んでいく。しかも、それはできるだけ公の場所で、例えば公聴会ですとか、いろんな形がこれから考えられると思いますが、いろんな形を工夫しながら町民の声、そういったものをしっかりと取り組んでいきたいと思います。そういった意味で、町民の声を拾う。浜田議員は町民の声はたくさん届いているとおっしゃいましたが、私にとってはそ

の町民の声というのは本当に一部の方の声のように感じられてならないです。ですので、広くいろんな立場の方、こういうこども園が欲しいよ、機能面からおっしゃる方もおられるかも分かりません。安心安全の面からもここがいいよって言われる方もいらっしゃるかも分かりません。ただ、そういったいろんな声、一度そういった声を拾い上げて、そこから構築していく、そういうことが今、私たちに求められていることだと私は信じております。

- 〇議長(池田 宜広君) 7番、浜田直子君。
- ○議員(7番 浜田 直子君) 町民の声が届いてない、届いたのは消された、何かおかしくないですか。町民の一人一人の皆さんの思いがここに届いてないんですか、届かないんですか。先ほど議員定数減のことが出てましたけど、どうして議員定数減の案、案というか、請願が出てきたんですか、この議会に対する町民の思い、どういったような思いがあるから、ここにこうやって定員数の減が上がってきたと思われますか。もうちょっと真摯に町民と向かってください。町民のたくさんの思いを聞いてください。請願は保護者会がされたんです。その思いを、この議会では通らなかったんです。そういったような中で、どうして今、特別委員会が必要なんでしょうか。一刻も早くこども園整備に向けて、行政、議会、町民、住民が一丸となって進めるべきときに、このように期間を決めてしまえば、また遅れてしまいます。

先ほど米田議員は全員の知恵を合わせてとおっしゃいましたが、この委員会の定数は 8名となっております。それで皆さんの声が、それで議会の総意ということになるんで しょうか。

- ○議長(池田 宜広君) 簡潔な答弁をお願いします。 4番、米田雅代君。
- ○議員(4番 米田 雅代君) 簡潔な答弁ですね、非常に難しいなと思いながら。 まず、町民の声に対する認識が浜田議員とは違うと思います。それとともに、もう一つ、何でしたっけ……(「総意」と呼ぶ者あり)
- **〇議員(7番 浜田 直子君)** 議会の総意にはならないと違うんですか。
- ○議員(4番 米田 雅代君) では、常任委員会も7名から8名となっております。いろんな形の中でそういうふうな形になってる中で、それは総意であるだとか、そういった話を持ってこられること自体が、少し私には理解ができないです。当然、特別委員会に出てきてくださって、意見を述べてくださる、それがそのまま通るわけではなく、一度、議長にお返しをして、その中で議長が判断をして議員の皆さん方に諮っていただく、そこで総意となる。それまでの段階でいろんな方の、議員の方の意見が出てくるという話の中で、総意というのはそういう意味です。

ですから、当然、ここでちゃんと提言をまとめさせていただく。まとめた提言を議長に提出をする。議長はそこから皆さんに諮る。そこで皆さんの賛同を得られたり、そういった形の中で総意というものにつながるであろうと思います。議会は、ごめんなさい、

ちょっと、そういうものであろうと思っておりますが。

〇議長(池田 宜広君) そのほか。

6番、森田善幸君。

○議員(6番 森田 善幸君) 先ほど特別委員会を設置する理由として、多角的な視点と言われましたが、先ほども浜田議員も指摘しましたが、民生教育常任委員会、8名です。今回の特別委員会も8名です。そういった面からいえば、多角的視点でいくならば、今回の議会のあり方等調査特別委員会のように、今、議長を除く全員とか、そういった形にすべきじゃないでしょうか。

今、一番こども園のことで停滞している理由は場所のこと、浜坂認定こども園の改築のための場所、そして、統合の有無、そういったことで議論が分かれているわけですね。 それを置いといてというんだったら、あまり特別委員会の意味はないのではないかと私は思いますが、その点いかがでしょうか。

〇議長(池田 宜広君) どうぞ。

4番、米田雅代君。

○議員(4番 米田 雅代君) まず、議長を除く15名での委員会というふうに言われました。そのことに関しましては、この提言に関しまして、期限を区切らせていただいております。令和6年、来年の12月定例会まで、これに関しましては、少しでも早い時期、ここが一番の、遅くなってもここというところで考えております。少しでも早く政策提言をできるように取りまとめる必要がある、そういった中でおきまして、なかなか月1回以上の委員会を持たせていただかないと、この目的は達成できないのではないかと考えております。その中で、それぞれに仕事を持たれたり、いろんな立場の方が議員の中にはおられます。そうした中を考えるところにもってみると、8名という委員数を出してきました。というところです。ですので、機動力をできるだけ発揮したい、そういった意味での8名です。

それと、もう一つの位置の問題、それから統合の問題が、今、一番それが問題になって前に進めないのではないかということでおっしゃられたと思います。このままでいったらその繰り返しになると思います。いつまでたってもその繰り返しにならざるを得ない。ですので、ここのところでは構想という形、認定こども園の理想の形、認定こども園の構想というところから入ってきて、その理論から入っていった中で、そこから入るべきではないのか。一歩でも二歩でも進めることによってそれは進んでいくのではないか。そして、町民の声をできるだけ入れていく。そういった中で、なるだけ前に進める形ができないのかなっていうふうに思っております。

ですので、平行線のままで議論を進めるのではなく、それ以外の議論のところから、逆に言ったら考えていく、そういった手法もあり得るのではないかと思っております。

- 〇議長(池田 宜広君) 6番、森田善幸君。
- ○議員(6番 森田 善幸君) では、確認ですが、本委員会の設置は、そういった理想

的な保育園はどんな施設であるかということを考え、統合とか場所は考えない、そういったことで進めていくと、そのための特別委員会であるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

- 〇議長(池田 宜広君) 4番、米田雅代君。
- ○議員(4番 米田 雅代君) 最終的にそういった部分に踏み込むような形になるのかも分かりません。これは、私自体、この議論をどういう形で集結させようだとか、どの方向に持っていく特別委員会だとか、そういった考えは持っておりません。ただ、町民の皆さんの中で一体どのようなこども園を望んでおられるのか、そういった形の中でしっかりと町民の皆さんと真摯に向き合う、その上で結論は出てくるものなのではないのかなっていう思いはあります。

一日も早く、これは議員の皆さんどなたも、結論を出して、いいこども園を造りたい、それは皆さんも同じ意見だろうと思います。そのいいこども園を造るために、一見、遠回りに見えるかも分かりませんが、しっかりと新温泉町の町民の皆さん、そして、行政には行政の責任があろうかと思います。財政の面も考えないといけない部分もあるかも分かりませんし、命を守るって、安全を確保するっていう問題もあるかも分かりません。いろんな問題があるかも分かりません。ただ、取りあえず、取りあえずっていう言葉はおかしいですが、町民が考える、町民から必要とされるこども園、理想のこども園、そういったものを造る、そういったものはどういうものなのかきちんと調査する、研究してみる、そこのところは一番必要なところではないのかなと思います。

そしてまた、それを、特別委員会という議員個々の活動では非常に限られてくる、私一人で考えても、お話を聞きに行けるところは、やはりどうしても同調してくださる方、そういった方のところに意見は聞きやすくなります。そうした上でいろんな、いやいや、違うよっていう意見は、非常に自分の中で壁をつくってしまう部分があるかも分からないです。

ですから、これは議会としてきちっと町民の皆さんのいろんな御意見を聞かせていただく、そういった形が必要ではないのか。ですので、議員個々の活動では限界がある。そういった中で議会として対応する、議会として対応するのには、やはり委員会であり、常任委員会は先ほど言った形の中で、機動力であったり、いろんな形を考える中で特別委員会、ですから、この特別委員会はまず期限を切っていること、それと、問題を特化していること、この2点をもって特別委員会。常任委員会ですと、様々な案件を、いろんなこども教育課であるとか、町民安全課であろうとか、いろんなところの課の所管事務をさせていただいております。そうではなく、ここでは町立認定こども園、そこに絞った中できちんとした構想をつくっていきたい。そういった思いで今回は、そのつくっていったものをきちっと政策提言という形でお示しする。特別委員会をつくることによって費用は発生しております。その中で、成果としてきちっと政策提言という成果を皆さんにお示しをする。町当局であったり、町民の皆さんであったり、そういった方から

のいろんな批判、賛同、いろんな形を得られると思いますが、そこを議会として受け入れる、そういったことが必要なのではないか。

ですので、ここのところで特別委員会をつくるということは、費用が発生することでありますので、当然、成果としてきちっと令和6年12月定例会までに政策提言をさせていただく、ここがこの費用をかけていただいたことに対する成果です。それで、この成果を判断、評価をしてくださるのは町当局であり、町民の皆さんであると信じております。そういった形で、議会がどのようなことをしているのか、そういったことを町民の皆さんにしっかり見ていただく、そういった意味でも、これは私は議会改革の一つになるのではないか。そして、これから議員定数削減のほうにかじを取った私たち議会の責任として、町民の声をどのように町政に反映させていくのか、そういったことを探っていく特別委員会にしていきたい、そのように思っております。

答えになってますでしょうか、すみません。

○議長(池田 宜広君) ちょっと暫時休憩します。

午後2時45分休憩

午後2時59分再開

O議長(池田 **宜広君**) それでは、再開をいたします。

そのほか。

14番、中井次郎君。

○議員(14番 中井 次郎君) 短い時間でせよという話ですから、質問も簡単にいたします。

これの特別委員会の設置は、町民から必要とされる理想的な町立認定こども園の姿について調査研究するっていうことになっております。これは、特定されるんじゃなくて、新温泉町のいわゆる保育とか、幼児教育とか、それから、環境等の観点でって書いてますから、大変大きな課題だと思うんです。それを特別委員会で1年以内に調査をするということですから、本当に例えば委員として私が出たら、一体どんな話をしたらいいのかなと。幼児教育なり、そういう専門ではありませんし、それを一つは考えるわけです。

それからもう一つは、今、御存じのとおり、民生教育常任委員会でこの問題点を、ここまで大きくはないですけども、いわゆる浜坂地域の認定こども園の問題について扱っておりますし、調査もしてます。私はやっぱり今の民生教育常任委員会でどうすればそういう浜坂認定こども園、浜坂地域の認定こども園のことについて打開できるかっていうのは、あらゆる方法を取って、いわゆる民生教育常任委員会の中できちっとそういう議論をするべきだと、例えば議員同士のフリートークも含めて、そういうことをやってはどうかなと思っとるんです。

これは米田議員がいろいろと考えた末の話なんですけども、決して特定されるんじゃなくて、もっと広い、どうっと広い話になってます。そこら辺のところをもう一度しっ

かりお考えになったほうが私はいいと思うんですけどね。

- ○議長(池田 宜広君) 4番、米田雅代君、どうぞ。
- ○議員(4番 米田 雅代君) 今までの議論の経過から考えますと、進まなかったとい うのが実情ではないかと思います。私が入ってから2年間、その前から4年間、計6年 間、なかなか進め難いものがあった。一度、視点を変えてみたほうがいいのではないか、 そういった思いと、それと、やはりこの問題を特化することによって集中できるのでは ないか、そのように考えております。

答えになってないかも分かりませんが、それが私の考えです。

- ○議員(14番 中井 次郎君) もういいです。終わります。
- ○議長(池田 宜広君) そのほかございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。

米田議員、自席へ。

まず、本案に対し、反対者の発言を許可します。

6番、森田善幸君。

〇議員(6番 森田 善幸君) 新温泉町立認定こども園を考える調査特別委員会の設置 について、反対の立場で討論いたします。

認定こども園については、こども教育課の所管であり、民生教育常任委員会で論議される事項であります。現在の認定こども園の課題は、浜坂認定こども園の改築場所と統合の有無が最も議論が分かれて、進まない面であります。特別委員会の設置については、常任委員会の所管で収まらないもの、どちらにも属さないもの、政治的な問題などが設置の条件と一般的に言われており、浜坂認定こども園の改築場所や統合の有無などを論議するならば、特別委員会の設置の意義は認められますが、それはせずに、理想のこども園への調査研究であれば、十分、所管の常任委員会で行える事項と私は考えております。

本町の常任委員会は所管の執行部への質疑が主で、議員間の討議や公聴会などは現状ほとんど行われておりませんが、この米田議員の発議をきっかけとして、常任委員会活動を活発化していけば、この問題の解決にもつながると思いますし、そうしたことで民生教育常任委員会が動けば、総務産建常任委員会も町の大きな課題、一つのテーマに特化して、今後議論していくというような動きにもつながると思います。そういった議会改革の面において、この特別委員会の設置に反対するものであります。以上です。

- ○議長(池田 宜広君) 次に、本案に対し賛成の発言を許可します。 3番、澤田俊之君。
- 〇議員(3番 澤田 俊之君) 新温泉町立認定こども園を考える調査特別委員会の設置 について、発議第5号に賛成の立場で討論を行います。

まず最初に、位置問題、統合の問題、確かに今存在しております。これを何年間繰り

返してこられたのでしょうか。そして、また、統合の話につきましては、今回、大庭認定こども園の設計費用が計上されました。つまり、行政側は常に動いていますけども、それはあくまで行政サイドからの考え方を実現してるものです。私たち議員は町民の声を聞いて、それを町当局に届ける役目を持ってます。では、今まで一般質問とかでいろんな提言をさせていただいてます。町当局がどのような対応をなされたかは、各議員、胸の内で自問自答していただけたら、結果はおのずと出てくると思います。

ですから、今回のこの特別委員会は、そういう問題を置いとくという表現は非常に悪いと思います。当然、位置問題については、こども園を造るためには安全性とかそういうものは、当然、議論になることは当たり前の話です。ただし、その議論で位置問題が解決するとは一つも思いません。ただし、そういう議論を通じて議員同士の議論ができる、非常に私は重要なことだと思ってます。ですから、この特別委員会を難しく考える必要は私はないというふうに思ってます。こども園を前に進める、その1点の思いでこれを設置すべきだというふうに思っております。

この特別委員会は、大きく分けて2つの目的があると考えております。まず1つ目は、議員自ら、つまり、委員会において、園児やその保護者、こども園で働いている方など多くの町民の皆様の声をじかに聞き、議員同士がそのお話を聞いた上で議論し、そして、新温泉町に必要とされる町立の認定こども園像を示し、新温泉町の町立認定こども園が、園舎が古くても新しくても、全ての園児が公平でよりよい保育、教育を受けるために、どのような理想のこども園という政策提言をすること。2つ目は、現在設置されている新温泉町議会のあり方等調査特別委員会で審議予定の議会基本条例の目的の一つである、開かれた議会、つまり、町民の皆さんに議会の活動を見てもらう具体的な事例だと私は考えております。つまり、これが議会基本条例の制定について町民の皆様の理解を得ることにつながるというふうに考えております。

このような観点から、この特別委員会の設置に皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

- 〇議長(池田 宜広君) ほかに討論はございませんか。 7番、浜田直子君。
- 〇議員(7番 浜田 直子君) 反対の立場で討論をさせていただきます。

新温泉町の教育、保育構想は、まずもって、新温泉町教育委員会、行政がずっと日々、とても多くの方が関わり、考えてくださっています。まして、こども園に関しては、教育委員会、行政、こども園整備検討委員会が2期にわたり、何度も何年も検討しています。当然、こども園問題については、町民の声を聞きながら、その都度、教育委員会、行政も検討を重ねています。そこで私たち議員が、1年でこの大切なこども園に関することを政策提言がどれほど行えるのでしょうか。その間にもたくさんの町民の声は議会にも、私個人にも、現にたくさん届いています。まず、十分議論を民生教育常任委員会で行い、その上で全員でまた話し合うことが、議会を尊重しているという上でも大切な

ことと思われます。いきなり特別委員会をつくるというのは、議会として議会を軽視しているのではないかというような声も聞かれています。

位置問題、統廃合に触れないと当初の説明はありました。いつの間にか変わりそうです。まずは、議員活動を通して、より多くの声を身をもって聞く。お母さん、保護者の気持ちに寄り添い、たくさん直接聞くことが、日々の思いを大切に聞くことが大切ではないでしょうか。この議場で形にとらわれた、形式張った発言の場をつくっても、どのような意味があるのでしょうか。お母さんたちの声を聞いてください。お父さんたちの思いを聞いてください。これからここに過ごしていただくためにも、今、子育てしているお母さんたちが幸せを感じてほしいんです。そのためには、このようなことで時間を引き延ばすのではなく、早く進めるためにも、このような特別委員会の設置は反対させていただきます。よろしくお願いします。

- O議長(池田 宜広君) ほかに討論はございませんか。
 - 8番、河越忠志君。
- ○議員(8番 河越 忠志君) 賛成の立場で討論をさせていただきます。

第1期整備検討委員会、この検討については、統合は議論しないという大前提で会議が進められました。多くの委員から、将来を見据えて、統合すべきということではなく、統合を想定した改築をすべきだという意見が出されました。しかし、その前提の下に、私の同級生ももう発言できなくなった、そう私は聞いています。

しかし、当時の岡本教育長は、いずれは改築したこども園に大庭の子たちが来るだろう、子供たちの数が減れば十分な大きさが保てる、そう発言されています。一旦決めても、統合ということを本当は認識しておられる。第2期整備検討委員会においても同様です。統合を意識しない。それで議論が進められました。しかし、アドバイザーであった遠藤さんも、子供の数が減れば改築された施設で足りるだろうと。少し足りなくても増築できるから大丈夫だという発言をされ、その場で反論は全くありませんでした。

つまり、今まで来た場所の議論は、統合は一切排除される。私は前教育長に、新たに 改築された浜坂認定こども園が、それが統合園になると考えられるけども、どうでしょ うかという質問をしました。私からは答えられないと言われました。新たに建てられた 建物を数年で放棄し、新たに統合園を建てるということは、どなたが考えられてもあり 得ないことです。つまり、全ての条件を理想を考えて描く。では、その理想はどう近づ けていくかという現実の条件の下に近づけていく、なるべく近づけていく。しかし、ぴ ったり来るかどうかは分からない。タイムリミットもあります。

そういったことの中で、今まで議員間同士でも、少なくとも公式な場で議論はされてきたことがありません。請願書も出されましたけれども、実際に請願を集められた方の声、あるいは署名された方の声をお聞きすると、決して民意ではない、そんなふうに私は受け取っていますし、実際に署名されなかった方、あるいはそうでなかった方からも、こども園の在り方について多くの御意見をいただいています。

つまり、今滞っているのは、決定事項、統合しない、統合を議論しないからだ。統合 をしないということを大前提にしてるから決まらない、そんなふうに私は認識していま す。

ぜひ様々な議論がなされて、委員に万一なられなくても、委員会で多くの議論を吹き 込んでいただけたら、十分、この議会での議論にはなると私は思っています。そういっ た意味の中でぜひ成立させていただきたい。皆さんの御協力をよろしくお願いいたしま す。

○議長(池田 宜広君) ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(池田 宜広君) 起立少数、5名であります。よって、本案は、否決をされました。

日程第28 議員派遣について

〇議長(池田 宜広君) 日程第28、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議員派遣については、お手元に配付しました2件に派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

日程第29 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長(池田 **宜広君**) 日程第29、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出に ついてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申出が出されておりますので、これを承認したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- O議長(池田 **宜広君**) 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決 定をいたしました。
- ○議長(池田 **宜広君**) お諮りをいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て

議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと 思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたします。

第128回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る12月6日の開会以来、会期末となる本日まで、条例の改正、令和5年度一般会計補正予算など重要な案件について審議をしてまいりました。

審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得られたものであり、その御精励に対し、深く敬意を表します。また、町長はじめ執行部の皆さんにおかれましては、誠意を尽くした説明をしていただきました。審議の過程での意見並びに提言を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政発展のため御努力を賜りますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

西村町長、挨拶。

西村町長。

〇町長(西村 銀三君) 12月定例会の閉会に当たり、お礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、私どもの提案させていただきました議案について、慎重 な御審議の結果の上、御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

歳末御多忙の折、寒さも一層加わってまいります。議員各位におかれましては、御自愛の上、町政のさらなる発展に向け、一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

正月が間近であります。家族とよい年を迎えられますことを心から念じ、お礼の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長(池田 宜広君) 以上をもって本日の会議を閉じます。

第128回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時25分閉会